

## 2015年度 普通交付税算定結果の検証

飛 田 博 史

### はじめに

今年度の普通交付税算定（以下「交付税算定」と呼ぶ）は、いわゆる「地方創生」算定の新設、合併算定替え終了対策の拡充、子ども子育て新制度経費の算定など、新たな算定要素が目立った。

とりわけ「地方創生」関連では、2015年度地方財政計画（以下「地財計画」と呼ぶ）の「まち・ひと・しごと創生事業費」（1兆円）を受けて、新たな臨時的経費として「人口減少等特別対策事業費」が創設されるのに加え、既存の「地域の元気創造事業費」が「地方創生」算定の一部として位置づけられた。

一方、2009年度以来、リーマンショックにともなう地方財政危機対策として、地財計画において包括的に算入されてきた歳出特別枠は、「平時モード」への回帰を理由にさらに縮小され、交付税算定においては「地域経済・雇用対策費」の削減および各単位費用の引き下げ要因として反映されたが、前者2つの項目の算定により臨時的経費による算定割合は大幅に拡大した。

2004年度の骨太方針以来、政府の経済財政の基本方針に「一般財源総額確保」の文言が盛り込まれることで、交付税算定においても各自治体の一般財源を安定的に保障する状況が続いているが、果たして「安定的」なのだろうか。

本稿は2015年度の普通交付税の算定結果の詳細な検証を通じて、その特徴と問題点を明らかにする。

## 1. 2015年度算定のポイント

### (1) 地財計画規模（通常収支分）と交付税総額について

まず、交付税算定の前提条件となる地財計画の状況を簡単に振り返っておこう。

地財計画の規模は消費増税の平年度化にあわせた社会保障の充実などを背景に、85.3兆円、前年度比1.9兆円増（2.3%）と2000年以降で過去最大の伸び率となった。一般財源総額では61.5兆円、前年度比1.2兆円増（2.0%）と2年連続で60兆円超えとなり、水準超経費を除いた場合でも60.2兆円と初めて大台を超えた。

消費増税と税収の自然増により地方税見通しは37.4兆円、前年度比2.5兆円増（7.1%）と大きく伸びる一方で、地財規模もあわせて拡大したため地方交付税総額は16.7兆円、前年度比1,307億円減（△0.8% △はマイナス以下同じ）と小幅な減少にとどまった。

財源不足も7.8兆円、前年度比2.8兆円減（△26.2%）と大幅に圧縮され、臨時財政対策債（以下「臨財債」と呼ぶ）の発行額は4.5兆円、前年度比1兆円減（△19.1%）に縮小し、一般財源総額に占める割合は前年度の9.7%から7.7%に減少した。

歳出ベースでは給与関係経費は20.3兆円とほぼ前年度並みで、これは後述する普通交付税の給与統一単価においてもほぼ同様の結果となっている。

一般行政経費は35兆円と前年度比1.8兆円（5.5%）伸びており、このうち補助事業の伸びが1.1兆円（6.6%）、まち・ひと・しごと創生事業費の伸びが1.0兆円（皆増）と寄与している。補助事業の伸びは社会保障の自然増や充実分、その他の行政経費が伸びたことによる。

交付税算定ベースでとらえると補助事業の裏負担部分の需要額が増加要因となるが、むしろ、実質単独事業扱いの「まち・ひと・しごと創生事業費」が大きく寄与している。

いわゆる歳出特別枠と呼ばれる地域経済基盤強化・雇用等対策費は0.85兆円と前年度比0.35兆円減（△29.3%）となり、交付税算定の臨時項目である地域経済・雇用対策費や各項目の単位費用の加算分の減少要因となった。

公債費については12.9兆円と前年度比0.1兆円減（△0.9%）で、過去の建設地方債

等の公債費が減少するなかで、年々、臨財債の算入割合が上昇しているとみられ<sup>(1)</sup>、交付税算定でも同様の傾向となっている。

投資的経費は11兆円とほぼ前年度並みであるが、公共施設の維持更新対策である公共施設等最適化事業費が新たに算入され、交付税算定の維持管理費関連に反映されている。

## (2) 人口減少等特別対策事業費の新設

地財計画のまち・ひと・しごと創生事業費は、新設された人口減少等特別対策事業費6,000億円と既存の地域の元気創造事業費4,000億円（うち特別交付税分100億円）で算定されている。算定方法の概要は巻末資料1（47ページ）を参照されたい。

単位費用は道府県1,700円、市町村3,400円とし、測定単位は各地方団体が地方創生に取り組むための財政需要を算定するものであることから人口を採用している。補正係数は小規模団体への割増補正である段階補正を基本とし、さらに人口増減率や転入・転出者などの指標を用いて「取組の必要度」を経常態容補正Ⅰ、「取組の成果」を経常態容補正Ⅱで算出し、段階補正と連乗して最終補正を導いている。

図表1は経常態容補正で適用される具体的な指標である。

取組の必要度分では直近の数値やその平均値が採用されている。

一方、取組の成果分では直近と過去のそれぞれ一定期間の平均を比較するものが多い。過去の基準年の根拠は不明であり、ある基準年からみた成果で補正する意味に疑義がある。

## (3) 地域の元気創造事業費の存置

2013年の地方公務員給与の臨時削減にともない「地域の元気づくり推進費」が臨時項目として創設され、その後、行革や地域活性化の取組を継続的に支援する目的から「地域の元気創造事業費」として存置されたものである。今年度は新たに女性就業率が指標として加わった。

2015年度は単位費用が引き上げられ、道府県分950円（前年度860円）、市町村分2,530円（前年度2,270円）である。測定単位は人口で段階補正が採用され、行革努力

---

(1) 地財計画では公債費の内訳が明らかにされていないため、厳密な割合を知ることはできないが、基準財政需要額の公債費に占める割合では確実に上昇している

＜図表1＞ 人口減少等特別対策事業費の指標

		採用する算定基礎
取組の必要度分	人口増減率	2012～2014平均
	転入者人口比率	2012～2014平均
	転出者人口比率	2012～2014平均
	年少者人口比率	2012～2014平均
	自然増減率	2012～2014平均
	若年者就業率	2010 15～34歳就業者数
	女性就業率	2010 25～44歳女性就業者数
	有効求人倍率	2014年11月～2015年4月平均
	一人当たり各産業の売上高	2011～2013 第一次産業産出額平均、製造品出荷額 2012小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額
取組の成果分	人口増減率	2012～2014増減率－2002～2004増減率
	転入者人口比率	2012～2014増減率－2006～2008増減率
	転出者人口比率	2012～2014増減率－2006～2008増減率
	年少者人口比率	2012～2014増減率－2002～2004増減率
	自然増減率	2012～2014増減率－2002～2004増減率
	若年者就業率	2010就業率－2000就業率
	女性就業率	2010就業率－2000就業率

(注) 数値は年度または年

(資料) 地方財務協会「地方財政」2015年9月号より作成

分として経常態容補正Ⅰ、経済活性化分として経常態容補正Ⅱの合計が連乗され、最終補正係数が導かれる。

概要は巻末資料2(54ページ)を参照されたい。

以上、2つの臨時的項目をみてきたが、行革算定の有無の違いはあるものの、地域活性化では採用する指標が一部重複しており、まち・ひと・しごと創生よろしく屋上屋を重ねる算定となっている。このような、なし崩し的な臨時的経費の拡大は、標準的行政経費を算定する交付税制度本来の性格を損なうものである。

総務省と解説では各地の人口減少等対策を客観的指標で公平に算定しており、交付税法の趣旨を損なうものではないとしているが、これらの項目が交付税法の本則ではなく、あくまで附則に書かれた臨時的な算定に過ぎないこと(「当分の間」とは書かれているが)を踏まえれば、「合理的、且つ、妥当な水準」(交付税法第3条第1項)という解釈には当たらないと考える。

行革実績や成果指標による算定は、地方側は要望したということであるが<sup>(2)</sup>、そうであるならば、地方自治体の交付税に対する認識の低さを象徴するものである。

**(4) 地域経済・雇用対策費および活性化推進費の削減**

地財計画に計上されている歳出特別枠である地方経済基盤強化・雇用等対策費の削減(△3,500億円)にともない、交付税算定では以下の見直しが行われた。

なお、3,500億円の削減分は、地財計画ベースでは新たに創設されたまち・ひと・しごと創生事業費および公共施設老朽化対策に事実上振り替えられており、交付税算定においても同様の対応がとられている。

地財計画の地域経済基盤強化・雇用等対策費は「平時モード」への移行にともない、廃止へ向けて段階的に削減されており、いわば沈みゆく船から新たな地方創生枠等の船に乗り換えるかたちとなった。

交付税算定への概要は**図表2**の通りである。

臨時項目の地域経済・雇用対策費は4,400億円(道府県分1,925億円、市町村分2,475億円)で前年度比1,500億円減。

単位費用への算入は4,050億円(道府県分2,045億円、市町村分2,005億円)で前年度比2,000億円減となった。単位費用算入の内訳では、各項目への算入される活性化推進事業費が1,000億円削減され、子育て支援サービス充実推進事業については、人口減少等特別対策事業費へ移行させた。

**<図表2> 地域経済基盤強化・雇用等対策費の交付税算定への反映**

		(億円)		
		2014	2015	備考
地域経済・雇用対策費		5,900	4,400	
単位費用への算入		6,050	4,050	
単位費用算入内訳	活性化推進事業費	4,600	3,600	各項目へ算入
	子育て支援サービス充実推進事業	1,000		人口減少等特別対策事業費へ移行
	地球温暖化対策暫定事業	100	100	林野行政費・林野水産行政費へ算入
	住民生活に光をそそぐ事業	350	350	社会福祉費等へ算入

(資料) 同上9月号より作成

(2) 地方財務協会「地方財政」2015年5月号104ページ

残りの2,500億円の交付税算定での扱いについての詳細は不明であるが、おおむね人口減少等特別対策事業費に包括的に算入されたものとみられる。

### (5) 合併算定替え終了対策（市町村の姿の変化に対応した交付税算定）

2014年度より合併自治体の広域化にともなう財政需要に鑑みて、5年間にわたり段階的な算定の充実が図られている。

これは2013年6月25日の第30次地方制度調査会答申「大都市制度の改革及び基礎自治体の行政サービス提供体制に関する答申」や2013年12月の「地財審意見」において、合併市町村の支所機能の充実や行政区域の広域化への財政措置の必要性が指摘されたことを踏まえたとしており、合併算定替えの終了自体の救済策ではないというのが表向きの解説である。

しかし、2013年10月16日に合併自治体241市により、合併算定替終了に伴う財政対策連絡協議会が創設され<sup>(3)</sup>、総務省への陳情活動が展開されたことから、事実上の合併算定替え終了対策とみなせる。

5年間で合併自治体の影響額は総額約6,700億円が見込まれており、算定替えによる割り増し額の7割程度が補完されることになる。

図表3は見直しの実績と5年間の見通しを整理したものである。2014年度は支所経

<図表3> 合併算定替え終了対策の状況

(億円)

	2014	2015	2014～2018	対象項目
消防費の見直し		299	884	消防費
清掃費の見直し		59	167	清掃費
離島対応		7	20	地域振興費
支所経費の充実	1,154	2,318	3,477	地域振興費
人口密度補正の新設充実			700	保健衛生費・小中学校費・徴税费等
標準団体面積見直しにともなう単位費用の充実			1,500	その他関連項目
合計	1,154	2,683	6,748	

(注) 2014～2015年度は実績値。4年間の全期間中の額は見込み額の合計である

(資料) 各年の普通交付税大綱および同上5月号より作成

(3) 12月6日には加入数が308自治体となった

費の充実の3分の1の1,154億円にとどまっていたが、2015年度は3分の2の段階的な拡充にともない2,683億円となった。

上記のうち、今年度特筆すべきは標準団体の面積が160km<sup>2</sup>から210km<sup>2</sup>へ見直されたことである。これはいわゆる平成合併前の1998年度末時点の市町村の平均面積が114.8km<sup>2</sup>であったものが、2013年1月1日現在で216.6km<sup>2</sup>に拡大した実態を踏まえたものである。

ところで標準団体は、基準財政需要額の各項目の単位費用を算定するための基点となる自治体規模で、市町村であれば人口10万人、道路面積2,700km<sup>2</sup>、道路延長500km、1校当たりの小学校児童数690人などの一定の規模を設定し、これに要する各需要項目の事業費から単位費用が算出される。市町村の面積については1967年度に69km<sup>2</sup>から160km<sup>2</sup>に改定されて以来のことである。

今回の見直しによって、面積を測定単位とする地域振興費と包括算定経費が直接的な影響を受けるが、面積拡大に応じて需要額を増額するため、単位費用ベースでは変動はない。

消防費や清掃費などの見直しは、いずれも人口を測定単位とする項目でありながら、面積の拡大を踏まえその中身を充実させたもので、いわば需要額の純増分である。

その反映方法は消防費については、出張所等を2カ所から3カ所に増やし、単位費用に必要な人件費を追加し、旧市町村単位の消防署の経費を追加した。また、消防団の経費を人口密度の補正を充実させた。

清掃費ではゴミ収集等の経費の見直しを単位費用に反映させ、さらに人口密度の補正を新設し、人口密度の低い自治体における経費高を反映させた。

離島対応としては消防費、清掃費の増加を地域振興費の隔遠地補正で割り増すこととしている。

2016年度以降についても、面積の拡大について保健衛生費、小中学校費、徴税費等についても見直しを行うとしているが、その他の項目についても1,500億円を充実させる予定であり、具体的な見直しの動向を注視する必要がある。

## (6) 臨時財政対策債の算定見直し

各自治体の臨財債の発行可能額は、2013年度以降、従来の人口基礎方式から財源不足基礎方式に移行し、臨財債振替前の基準財政需要額から基準財政収入額を差し引いた財源不足額に、2013年度であれば2010年から2014年度の財政力指数の平均値にもと

づく段階ごとの補正係数を算定し、発行可能額が導出される。

財政力指数に応じた補正係数は、いわば普通交付税の臨財債への振替率であり、財政力が高いほど、この率が高くなる算定構造となっている。

従来は政令市とその他の市町村による算定式であったが、今年度から中核市・施行時特例市の算定が別算定となった。

**図表 4** は財政力段階別の臨財債振替率の試算である。

いずれの段階においても振替率の相対的な高さは政令市、中核市等、その他市町村の順となっており、また、財政力が高いほど振替率が高くなる傾向がある。ただし、上限値は共通して85%となっている。

地財計画の発行総額が抑制されたことを受けて、昨年度に比べて全般的な率は低下している。

なお、いずれも財政力が1以上の段階があるのは、過去5カ年平均で1以上でありながら、当該年度について財源不足が生じた自治体を想定したものである。

#### (7) 社会保障の充実分の算定、子ども子育て支援新制度の反映

2014年度の消費増税の平年度化にともない、地財計画ベースでは社会保障充実分として1兆3,517億円（前年度4,962億円）および増税にとまう4経費の公経済負担増

＜図表 4＞ 財政力段階別の臨財債振替率の試算

財政力指数平均値	政令市	中核市・特例市	その他市町村
0.1未満	15%	5%	4%
0.1～0.2未満	16%	6%	5%
0.2～0.3未満	18%	8%	7%
0.3～0.4未満	20%	10%	9%
0.4～0.5未満	24%	13%	12%
0.5～0.6未満	30%	18%	17%
0.6～0.7未満	39%	26%	24%
0.7～0.8未満	51%	38%	35%
0.8～0.9未満	67%	54%	51%
0.9～1.0未満（政令市は0.9以上）	84%	71%	67%
1.0以上		87%	83%

\* 上限値は85%

(資料) 2015年度普通交付税の算出資料より試算



分として3,537億円（前年度2,318億円）が計上された。

このうち地方負担分は充実分で6,554億円、公経済負担分で885億円となる。

**図表5**は社会保障充実分地方負担分の内訳である。2015年度から始まった子ども子育て支援新制度や難病・小児慢性特定疾患対策の金額が大きい。末尾の財政効果分というのは消費増税にともなう低所得者負担軽減策である臨時福祉給付金などの縮小分などが反映されている。

以上の項目は消費増税相当分として100%基準財政需要額に算入されている。

これらは需要額項目の社会福祉費、保健衛生費・衛生費、高齢者保健福祉費（65歳以上人口）等の単位費用の引き上げを通じて反映される。なお、包括算定経費（人口）において算定されていた安心こども基金事業関連経費は、子ども子育て支援新制度の施行にともない社会福祉費に移された。

子ども子育て支援新制度への移行により、私立幼稚園の運営費は従来の都道府県の私学助成から市町村の施設型給付に移行するため、交付税算定においても双方の需要額の変動が生じる。

<図表5> 社会保障4経費充実分の交付税算定対象の内訳

	社会保障充実内容	(億円)
少子化対策	子ども子育て支援新制度における量的拡充・質の改善	2,649
	社会的養護の充実	142
	育児休業中の経済的支援の強化	6
医療・介護	地域医療介護総合確保基金	542
	診療報酬の見直し	115
	介護報酬の改定における介護職員の処遇改善等	520
	地域支援事業の拡充	118
	国保等の保険料軽減制度の拡充	612
	国民健康保険の保険者支援の拡充	832
	介護保険の1号保険料の低所得者軽減強化	110
	高額診療費の見直し	31
	難病・小児慢性特定疾患対策	1,154
	重点化・効率化による財政効果分	-279
合 計		6,554

※ 単位表示未満四捨五入のため合計の数値と一致しない  
 (資料) 前掲「地方財政」5月号

個別需要額はあくまで普通交付税の交付額を決定するためのもので、個別事業の実施を義務付けるものではないが、需要額に反映された内容を踏まえて、各自治体が地域の状況に応じた社会保障の充実に取り組むことが求められる。

#### (8) 維持補修費の充実

地財計画において公共施設等の維持補修費の充実が図られ、1兆1,601億円(1,244億円増)が計上された。

これを受けて交付税算定では包括算定経費(人口)の単位費用の充実が図られた。地財計画や交付税算定では、公共施設の新規投資にかかる単独事業分は削減傾向にあったが、これに代わる恒久的な財源保障対象経費として維持補修費は今後充実を要する項目である。

## 2. 普通交付税算定結果の全体像

以上のポイントを踏まえて、今年度の算定結果をみていこう。

### (1) 概況

#### ◆ 普通交付税総額

今年度の算定結果の概況について、**巻末資料1(42～53ページ)**を参照しながらポイントを述べる。

普通交付税総額は15兆7,495億円(△0.8%)と前年度比マイナスとなっているが、これは、法人関係税の伸びや消費増税の平年化にともなう地方税の増収見通しを背景に、収入額の増加が需要額を上回り、財源不足が縮小したことによる。なかでも法人関係税の税収割合が高い道府県分の減少率が△1.0%と高くなっている。

#### ◆ 基準財政需要額

この結果を需要額と収入額の概要(財源不足団体ベース)で見ると、まず、需要額の合計は道府県分が19兆8,884億円(7.0%)、市町村分が21兆3,556億円(2.4%)と前年度を大幅に上回る高い伸びとなっている。臨財債を含む実質でも道府県分は22兆4,807億円(2.2%)、市町村分が23兆2,882億円(1.1%)と前年度の道府県分0.5%、市町村分マイナス0.5%を大きく上回っている。

主な内訳でみると地域経済・雇用対策費等の臨時的な経費を除く個別算定経費は、道府県分が17兆2,351億円（1.0%）、市町村分が16兆7,980億円（△0.2%）で、市町村分の減少率が前年度のマイナス0.8%から縮小した。

普通交付税大綱の資料によれば、道府県分の増要因は社会保障の充実、地財計画の維持補修費の増、子ども子育て支援新制度にともなう私立保育所運営費等の道府県と政令市、中核市の負担割合の変更<sup>(4)</sup>などである。

一方、市町村分の増要因は社会保障の充実、地財計画の維持補修費の増。減要因は既述の子ども子育て支援新制度の実施にともなう政令市、中核市の負担率の引き下げである。

次に、前年度の伸び率と大きく異なるのは包括算定経費で、道府県分が1兆5,167億円（5.2%）、市町村分が2兆7,681億円（0.7%）と前年度の道府県分マイナス5.5%、市町村分マイナス5.6%に対して、プラスの伸びとなっている。この要因については後述する。

一連の歳出特別枠等<sup>(5)</sup>の臨時的経費は、それぞれ地域経済・雇用対策費の削減、地域の元気創造事業費の拡充、人口減少等特別対策事業費の新設により、道府県分・市町村分とも合計額では純増となっており市町村の伸び率が高い。

公債費等については道府県分が3兆2,599億円（3.9%）、市町村分が2兆8,298億円（△2.8%）と市町村分については前年度の5.0%増から減少に転じている。

控除対象となる臨時財政対策債は道府県分が2兆5,923億円（△24.0%）、市町村分が1兆9,327億円（△11.3%）と地財計画における総額削減を受けていずれも減少している。このうち道府県分の減少率が高いのは、地方税の増収見込みを反映させたため、法人関係税などを中心に、相対的に増収見込みの高い道府県分の発行可能額が大きく減じられた。

#### ◆ 基準財政収入額

基準財政収入額は道府県が11兆4,953億円（13.5%）、市町村が13兆9,523億円（4.0%）と道府県で大きく伸びている。

- (4) 従来、政令市と中核市の負担率は1/2で都道府県負担がなかったが、新制度にともない、他の市町村同様に都道府県1/4、政令市・中核市1/4となった。
- (5) 総務省の解説では、地財計画の独立した項目である地域経済・雇用対策費のみを「歳出特別枠」と呼んでいるが、交付税算定では上記3項目が独立項目として算定されているため、本稿ではこれらを「歳出特別枠等」と呼ぶことにする

## (2) 需要額の内訳（一本算定・合併算定合算）

需要額の内訳から増減の状況をみてみよう。

図表6-1・2は道府県分と市町村の大項目別の需要額の前年度比増減と需要額に占める割合（臨財債控除前）を表したものである。道府県分については東京都を除く財源不足団体、市町村分については年度間の財源不足団体数の変動があるため総額で表した。

道府県分、市町村分に共通して減少額は小幅で、増加額が大きく上回っている。

道府県分では厚生労働費、歳出特別枠等、公債費、包括算定経費が前年度比増となっている。

社会保障関連の経費の増加が2,462億円と最も大きく寄与しているが、次いで公債費を除き増加額が大きいのは歳出特別枠等の1,024億円である。なお、公債費の増加は臨財債の償還額による影響が大きい。

また、包括算定経費については、2010年度以来減少傾向にあったが、久々の大幅増となっている。「大綱」では解説がないが、単位費用レベルで見ると総務費関連が増加している。

需要額の項目別の構成比で見ると教育費、厚生労働費が20%台を占めている。

市町村分では消防費、厚生費、歳出特別枠等、包括算定経費で前年度比増となっている。

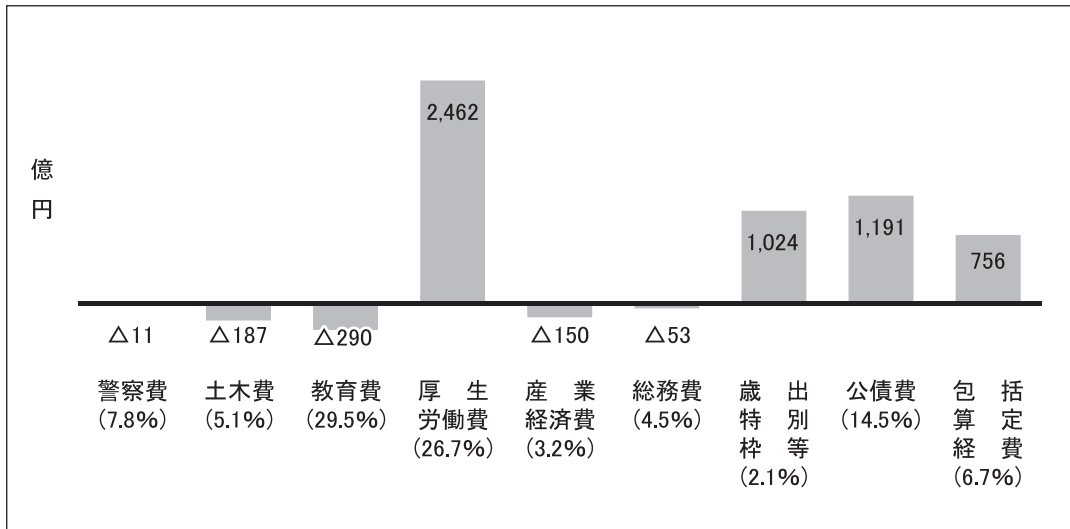
このうち最も増加額が大きいのは歳出特別枠等3,798億円で、なかでも人口減少等特別対策事業費（皆増）が大きく寄与している。需要額の伸びをいわゆる地方創生関連項目に大きく依存する状況となっている。

厚生費は698億円と比較的小幅な増加にとどまっているが、これは社会福祉費の534億円減が他の項目の増加を相殺しているためである。社会福祉費の単位費用は前年度同額であるが、子ども子育て支援新制度移行にともなう密度補正の見直しが影響しているものとみられる。

需要額の項目別の構成比で見ると厚生費が38.5%を占めている。

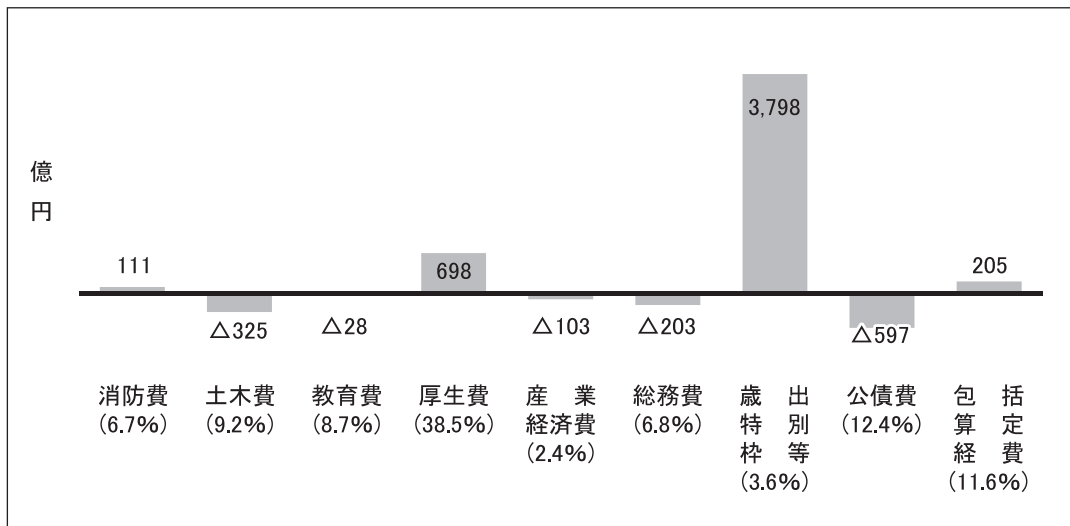
なお、市町村分の本算定で見ると総務費は1,028億円増となり、地域振興費の算定結果に大きな差があらわれている。

<図表6-1> 項目別基準財政需要額の増減の状況（道府県分・東京都除く）



※ 項目下の%は構成比 図表6-2も同様。四捨五入のため合計の数値は100%にならない  
 (資料) 同上2014年・2015年各年9月号より作成

<図表6-2> 項目別基準財政需要額の増減の状況（市町村分）



(資料) 同上

#### ◆ 不交付団体の状況

巻末資料1にあるように不交付団体は都道府県、市町村合計で60団体と前年度より5団体増加した。地方全体税収が伸びたにもかかわらず、不交付団体が微増にとどまったのは、法人住民税法人割の国税化により、都市部の税収の伸びが抑制されたことが一因である。

なお、東京都は久々に単独の算定で不交付団体となった。

### (3) 収入額の内訳

図表7は基準財政収入額の道府県分と市町村分の主な内訳を前年度と比較したものである。道府県分については巻末資料1にあわせて東京都を除く財源不足団体、市町村分については財源不足団体の年度間の変動があるため、総額であらわした。

道府県分では道府県民税の株式等譲渡所得割、事業税などが企業業績の改善や地方法人特別譲与税の縮小を反映して伸びているが、道府県民税法人分は一部国税化（地方法人税）による地方交付税原資化の影響でマイナスとなっている。

また、2014年度の地方消費増税の平年化による地方消費税の伸びも高い。

地方譲与税ではその大半を占める地方法人特別譲与税の一部事業税への復元があったにも関わらず増加している。

一方、市町村分では道府県分と同様に地方消費税交付金が大きく増加しているが、市町村民税法人分は微増にとどまっている。この結果、収入額全般の伸びは道府県分に比べて小幅なものとなり、この結果、不交付団体はあまり伸びなかった。

<図表7> 基準財政収入額の状況

(千円)

	2014	2015	伸び率	
道府県分 (東京都除く)	道府県民税個人分	3,378,328,163	3,408,056,360	0.9%
	道府県民税法人分	418,173,476	411,546,547	-1.6%
	利子割	22,438,062	19,742,772	-12.0%
	配当割	33,719,459	33,306,523	-1.2%
	株式等譲渡所得割	5,395,558	19,004,022	252.2%
	道府県民税計	3,858,054,718	3,891,656,224	0.9%
	事業税	1,611,386,045	2,142,502,167	33.0%
	地方消費税	982,730,847	1,751,905,716	78.3%
	自動車税	1,080,040,067	1,074,926,203	-0.5%
	軽油引取税	580,177,552	577,738,877	-0.4%
	その他	340,868,441	333,574,270	-2.1%
	法定普通税・目的税等計	8,453,257,670	9,772,303,457	15.6%
	地方譲与税	1,581,742,100	1,633,345,509	3.3%
	うち地方法人特別譲与税	1,431,687,545	1,485,194,711	3.7%
	その他	91,578,490	90,321,789	-1.4%
	合計	10,126,578,260	11,495,970,755	13.5%
市町村分 (総額)	市町村民税個人分	5,548,869,414	5,619,564,497	1.3%
	市町村民税法人分	1,527,618,392	1,541,877,578	0.9%
	市町村民税計	7,076,487,806	7,161,442,075	1.2%
	固定資産税	6,406,788,498	6,386,648,361	-0.3%
	事業所税	263,827,823	269,284,424	2.1%
	税交付金	1,585,791,732	2,240,284,777	41.3%
	うち地方消費税交付金	1,229,475,530	1,861,480,086	51.4%
	その他	839,105,313	826,472,535	-1.5%
	法定普通税・目的税等計	16,172,001,172	16,884,132,172	4.4%
	地方譲与税	420,911,098	411,142,550	-2.3%
	その他	101,202,603	97,548,859	-3.6%
	合計	16,694,114,873	17,392,823,581	4.2%

(資料) 2014年、2015年地方交付税等関係計数資料より作成

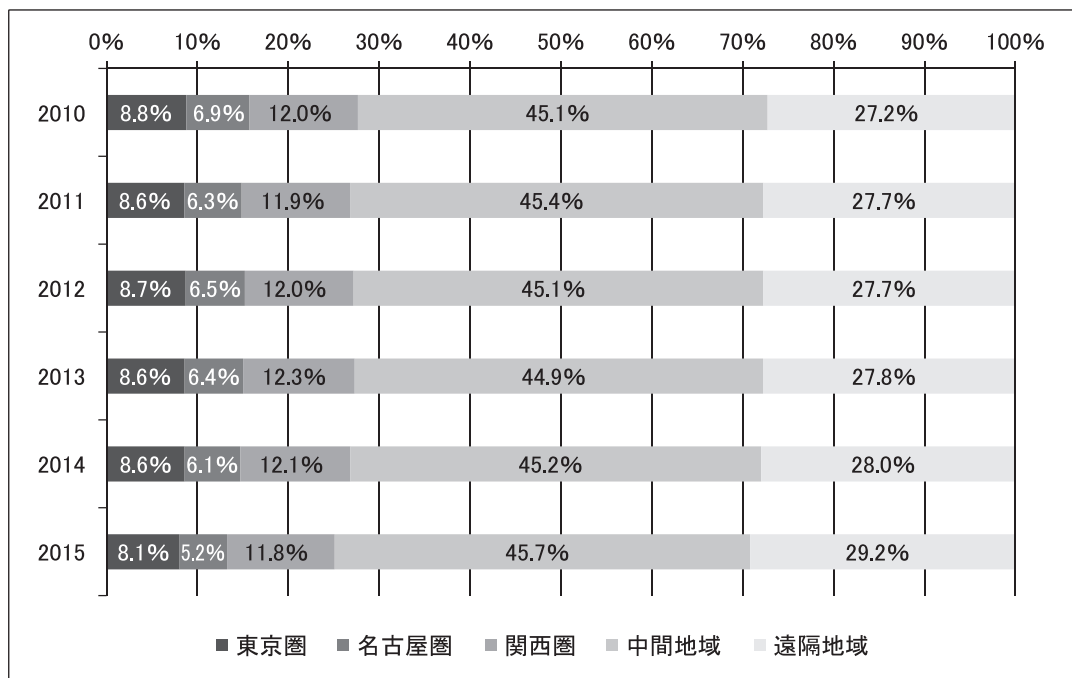
(4) 普通交付税の配分状況

図表8-1・2は、2010年度以降の普通交付税と臨財債の合計（実質額）の推移を圏域別<sup>(6)</sup>で表したものである。

道府県分の2015年度の配分比率は例年に比べて変動幅が大きく、三大都市圏の配分比率が前年度の26.8%から25.1%に低下し、地方圏は73.2%から74.9%に上昇した。

需要額は概況でみたようにいずれの圏域においても実質増となっているが、三大都

<図表8-1> 圏域別配分状況（道府県分・実質）



(資料) 同上より作成

(6) 本稿では47都道府県を以下の5圏域に区分する

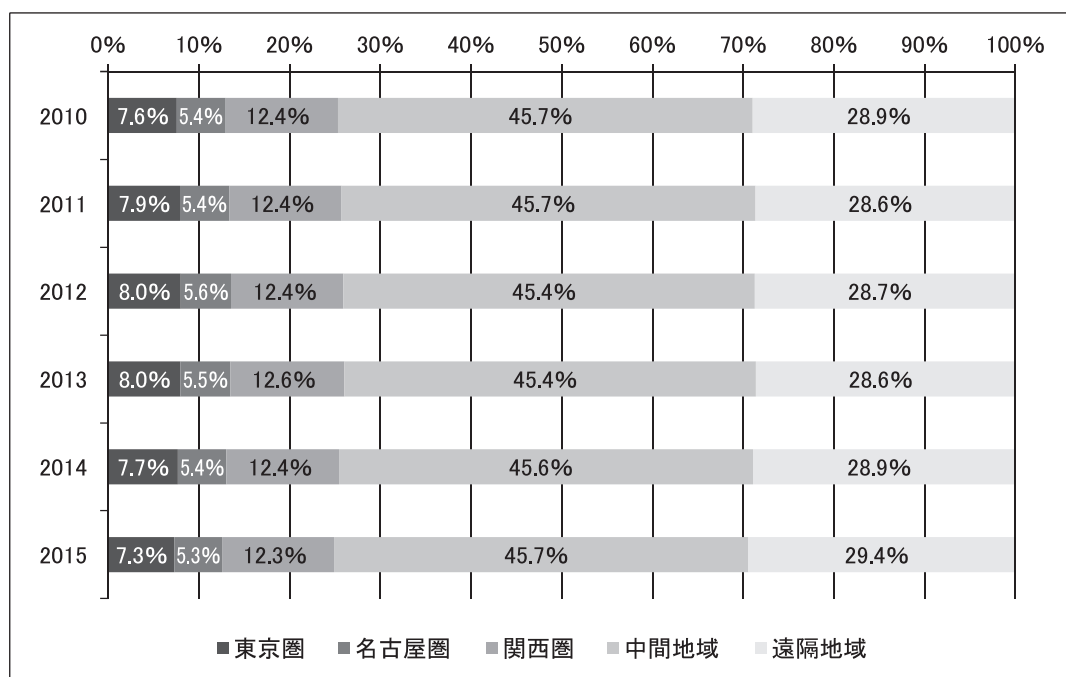
東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県）、名古屋圏（岐阜県、愛知県、三重県）、関西圏（京都府、大阪府、兵庫県、奈良県）以上「三大都市圏」と呼ぶ

中間地域（宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県、静岡県、滋賀県、和歌山県、岡山県、広島県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県）、遠隔地域（北海道、青森県、岩手県、秋田県、山形県、鳥取県、島根県、山口県、徳島県、高知県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県）以上「地方圏」と呼ぶ

なお圏域区分については町田俊彦「地方交付税の地域格差是正機能の低下と『東京一極集中』」林健久他編『グローバル化と福祉国家財政の再編』を参照



<図表8-2> 圏域別配分状況（市町村分・実質）



（資料） 同上より作成

市圏の収入額が大きく伸び、財源不足額の縮小幅が大きくなった結果である。

ただし、臨財債を除く普通交付税だけでみると、臨財債の発行可能額が縮小したため、三大都市圏の交付割合は前年度に比べて高くなっている。

市町村分については、道府県分に比べて変動は小幅で、三大都市圏の配分比率は25.5%から24.9%に低下し、地方圏は74.5%から75.1%に上昇した。

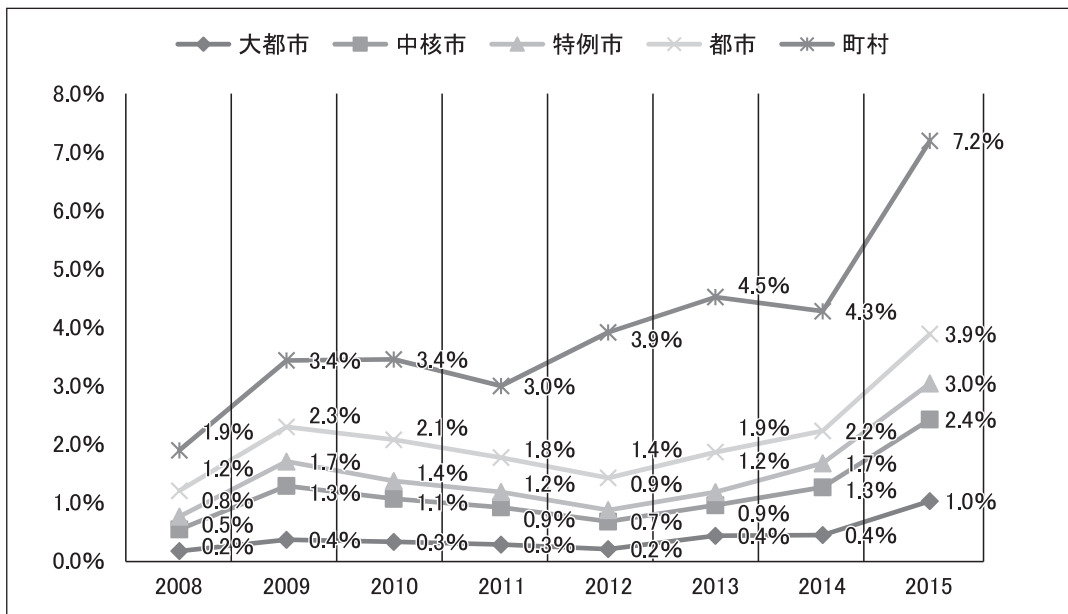
#### （5）歳出特別枠等の効果（市町村分）

今年度の需要額算定の論点である歳出特別枠等が、需要額に与える影響を市町村分にみてみよう。

図表9は、個別算定経費（公債費除く）に占める歳出特別枠等の割合の推移を都市制度別に表したものである。なお、この場合の歳出特別枠等は、2008～2011年度にわたる地方再生対策費、2009年度の地域雇用創出推進費に始まる臨時的項目を対象とみなして分析している。

過去のいずれの算定項目も測定単位を人口として段階補正を適用しており、需要額

<図表9> 歳出特別枠等の個別算定経費に占める割合



(資料) 同上

に占める割合は町村において相対的に高く、都市規模が大きくなるにしたがってその割合は低下する傾向がみられる。

2012年度までは町村において3%台、それ以外の都市では2%台以下で推移し、比較的小規模団体の需要額の充実が中心であったが、2013年度以降、他の都市規模でも割合が上昇し、2015年度は町村で7.2%となったほか、政令市以外の都市でも2%以上の割合を占めるようになり、これら臨時項目による算定が大きく影響する状況にある。

歳出特別枠等の項目は、いずれも臨時的項目であり、算定内容もその時々の場合当たりの包括的需要を一定の成果指標等をともなって配分する不安定な性格であり、その拡大傾向は問題である。

このような需要項目への依存度が高まる状況は、たとえ小規模自治体への交付税配分に配慮した格差是正機能を発揮するとしても、標準的行政水準を体現しているとはいえない。

### 3. 基準財政需要額の算定基礎の分析

#### (1) 単位費用

##### ① 概況

巻末資料3（55～56ページ）の「平成27年度単位費用に関する調」では、個別算定経費と包括算定経費の単位費用の状況が示されている。

道府県分、市町村分とも教育費、産業経済費、総務費において前年度比減となる項目が多くみられる。

教育費は児童・生徒数の減少を背景とする、標準団体の教職員数の減員やその他学校経費の削減。産業経済費は各種振興費等の削減。総務費は標準団体の職員数の減員などによるものである。

個別算定経費（公債費除く）および包括算定経費のうち、前年度比減となった項目数は道府県分では延べ37項目中22項目（前年度36項目中22項目）、市町村分では41項目中21項目（前年度40項目中26項目）と半数を超えており、需要額へのマイナスの影響が大きく見えるが、需要額の主要な経費である厚生労働費・厚生費の単位費用が増加しているため、総額ではプラスの算定となった。

##### ② 主な増減要因

図表10は関連資料から今年度の需要額の主な増減要因を整理したものである。

地財計画の地域活性化・雇用等対策費の縮減にともない、臨時項目の地域経済・雇用対策費の減少とともに、各項目に包括算入されている活性化推進事業費が廃止または減額されたとみられ<sup>(7)</sup>、多くの項目におけるマイナス要因となっている。

一方、子ども子育て新制度の導入やその他消費増税にともなう社会保障経費の充実などが、教育費や社会保障関連経費に算入されたり、地財計画に追加された施設の維持補修費が充実されたりしているのが、今年度の増加要因の特徴である。

このほか市町村分では、既述のように合併算定替え終了対策として標準団体の行政規模の見直しにともなう経費拡充が消防費、清掃費の単位費用に反映された。

---

(7) 地方財務協会「平成26年度地方交付税制度解説（単位費用編）」では、単位費用の算定基礎に独自項目として掲載されていたが、平成27年度版では割愛されている。ただし、「地方財政」2015年5月号では活性化推進事業費を存置していると記述されていることから、減額存置または一部廃止されたと推察される

<図表10> 項目別単位費用の主な増減理由

		主な増減理由
道 府 県	警察費（警察職員数）	標準団体警察官数の増員、標準団体警察事務職員数の減員、各種手数料の見直し（増減）
	港湾費（港湾・係留施設延長）	工事請負費の削減
	港湾費（漁港・係留施設延長）	
	その他の土木費	標準団体職員数の減員、使用料・手数料見直し、海岸管理費の見直し、都市計画基礎調査にかかる経費の見直し
	小・中学校費	活性化推進事業費の減額存置、標準団体一般教員・事務職員の減員
	高等学校費（教職員数）	活性化推進事業費の減額存置、補修指導員派遣事業経費算入
	高等学校費（生徒数）	活性化推進事業費の減額存置、標準団体職員数の減員
	特別支援学校費（教職員数）	標準団体職員数の増員、いじめ防止等のための組織設置経費算入
	特別支援学校費（学級数）	活性化推進事業費の減額存置
	その他の教育費（人口）	活性化推進事業費の廃止？、標準団体職員数の減員、子ども子育て支援費新規算入
	生活保護費	扶助単価等の改定、標準団体職員数の増員、生活困窮者自立支援費を追加
	社会福祉費	活性化推進事業費の減額存置、標準団体職員数の減員、子ども子育て支援新制度の施行にともなう施設型給付費等の関連経費算入、その他社会保障充実分反映
	衛生費	活性化推進事業費の減額存置、特定疾患治療研究事業の地方超過負担分の存置、医療機能分化・連携等のための医療機関等への財政支援、難病関連の医療費助成経費拡充、国保の財政支援の拡充、難病対策等消費増税等にもなう社会保障の充実分
	高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	活性化推進事業費の減額存置、介護給付費負担金の拡充（自然増対応）、介護報酬改定にもなうシステム改修経費算入、消費増税にもなう社会保障充実分の反映
	高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の拡充
	労働費	活性化推進事業費の減額存置
	農業行政費	活性化推進事業費の減額存置、標準団体職員数の減員、土地改良施設の維持管理にかかる経費の見直し
	林野行政費（公有以外の林野の面積）	活性化推進事業費の減額存置、地球温暖化対策暫定事業経費の存置
	林野行政費（公有林野の面積）	地球温暖化対策暫定事業経費の存置
	水産行政費（水産業者数および漁業共同組合数）	活性化推進事業費の減額存置
	商工行政費	活性化推進事業費の減額存置
	徴税費	標準団体職員数の減員
	恩給費	標準団体行政規模（恩給受給権者数）の引き下げ
	地域振興費	活性化推進事業費の減額存置
	地域経済・雇用対策費	事業費減額
	地域の元気創造事業費	事業費増額
	人口減少等特別対策事業費	新設
	包括算定経費（人口）	地財計画に基づく定員合理化等による職員減員、第4次一括法にもとづく事務・権限移譲にかかる一般財源所要額の計上と市町村への事務・権限移譲分を移行。子ども子育て支援新制度の施行にともない少子化対策費を社会福祉費に移行

	主な増減理由
消防費	活性化推進事業費の減額存置、消防団装備品経費の拡充、標準団体の行政規模の見直し（拡充）
公園費（人口）	維持補修費の見直し（拡充）
公園費（都市公園面積）	維持補修費の見直し（拡充）
小学校費（児童数）	準要保護児童関係経費の拡充
小学校費（学級数）	活性化推進事業費の減額存置、学校図書館への新聞配置に要する経費の存置、教育情報化関連経費の算入
小学校費（学校数）	活性化推進事業費の減額存置、学校図書館担当職員の配置に要する経費の存置、特別支援教育支援員の配置に要する経費の拡充、教育情報化関連経費の算入、いじめ防止対策のための組織設置経費の算入
中学校費（学級数）	活性化推進事業費の減額存置、学校図書館への新聞配置に要する経費の存置、教育情報化関連経費の算入
中学校費（学校数）	活性化推進事業費の減額存置、学校図書館担当職員の配置に要する経費の存置、特別支援教育支援員の配置に要する経費の拡充、教育情報化関連経費の算入、いじめ防止対策のための組織設置経費の算入
高等学校費（教職員数）	活性化推進事業費の減額存置
高等学校費（生徒数）	活性化推進事業費の減額存置
その他の教育費（人口）	子ども子育て支援費の算入
その他の教育費（幼稚園の園児数）	子ども子育て支援費の算入、測定単位を幼稚園等の小学校就学前子どもの数に変更
生活保護費	生活困窮者自立支援法の施行にともない生活困窮者自立支援費を追加算入、扶助単価等の改定、標準団体職員数の増員
社会福祉費	活性化推進事業費の減額存置、子ども子育て支援新制度の施行にともない施設型給付費等の関連経費を算入、標準団体職員数の減員、消費増税にともなう子ども子育て支援制度関連の経費拡充
保健衛生費	活性化推進事業費の減額存置、消費増税にともなう国民健康保険料軽減制度拡充
高齢者保健福祉費（65歳以上人口）	活性化推進事業費の減額存置、標準団体の行政規模（要支援・要介護者数）の引き上げ、介護給付費負担金の拡充（自然増対応）、介護報酬改定にともなうシステム改修経費算入、消費増税にともなう介護保険1号保険料の低所得者軽減強化・地域支援事業の拡充等
高齢者保健福祉費（75歳以上人口）	後期高齢者医療給付費負担金の拡充（自然増対応）
清掃費	標準団体の行政規模見直し（拡大）、標準団体の面積見直しにともなうゴミ収集・運搬に要する経費増について委託費の増加を段階的に拡充、維持補修費について決算状況を踏まえ見直し
農業行政費	活性化推進事業費の減額存置、土地改良施設の維持管理にかかる経費の見直し
林野水産業行政費	活性化推進事業費の減額存置、地球温暖化対策暫定事業経費の存置
商工行政費	活性化推進事業費の減額存置
徴税費	使用料及び手数料の見直し
戸籍住民基本台帳費（戸籍数）	手数料の見直し
戸籍住民基本台帳費（世帯数）	標準団体職員数の減員、手数料の見直し
地域振興費（人口）	活性化推進事業費の減額存置
地域振興費（面積）	活性化推進事業費の廃止？標準団体の行政規模の見直し（拡大）
地域経済・雇用対策費	事業費減額
地域の元気創造事業費	事業費増額
人口減少等特別対策事業費	新設
包括算定経費（人口）	第4次一括法にもとづく事務・権限移譲にかかる一般財源所要額の計上と道府県分からの事務・権限移譲分を移行、維持補修費について決算状況を踏まえ見直し、子ども子育て支援新制度の施行にともない少子化対策費を社会福祉費に移行
包括算定経費（面積）	標準団体の行政規模の見直し

（資料） 前掲「地方財政」5月号より作成

### ③ 給与費の算定動向

単位費用に含まれる給与費は、毎年度決定される給与の統一単価をもとに、項目ごとに設定される標準団体ベースの職員数から人件費総額を算出し、測定単位当たりの単価にしたものである。

図表11は給与費の算定基礎となる給与の統一単価の直近5年間の推移である。

2013年度に地方公務員給与の臨時削減の影響で大幅に引き下げられたが、2014年度は2012年度水準に復元された。

2015年度においても地財計画における給与関係経費がほぼ2014年度並みで算定されるなかで、道府県分の課長クラスや職員Bを除き、前年度並みや微増となっており、単位費用に限って言えば人件費関連の単価はプラスとして寄与している項目が多い。

図表12は項目別の単位費用と内数である給与費の前年度比伸び率を比較したものである。

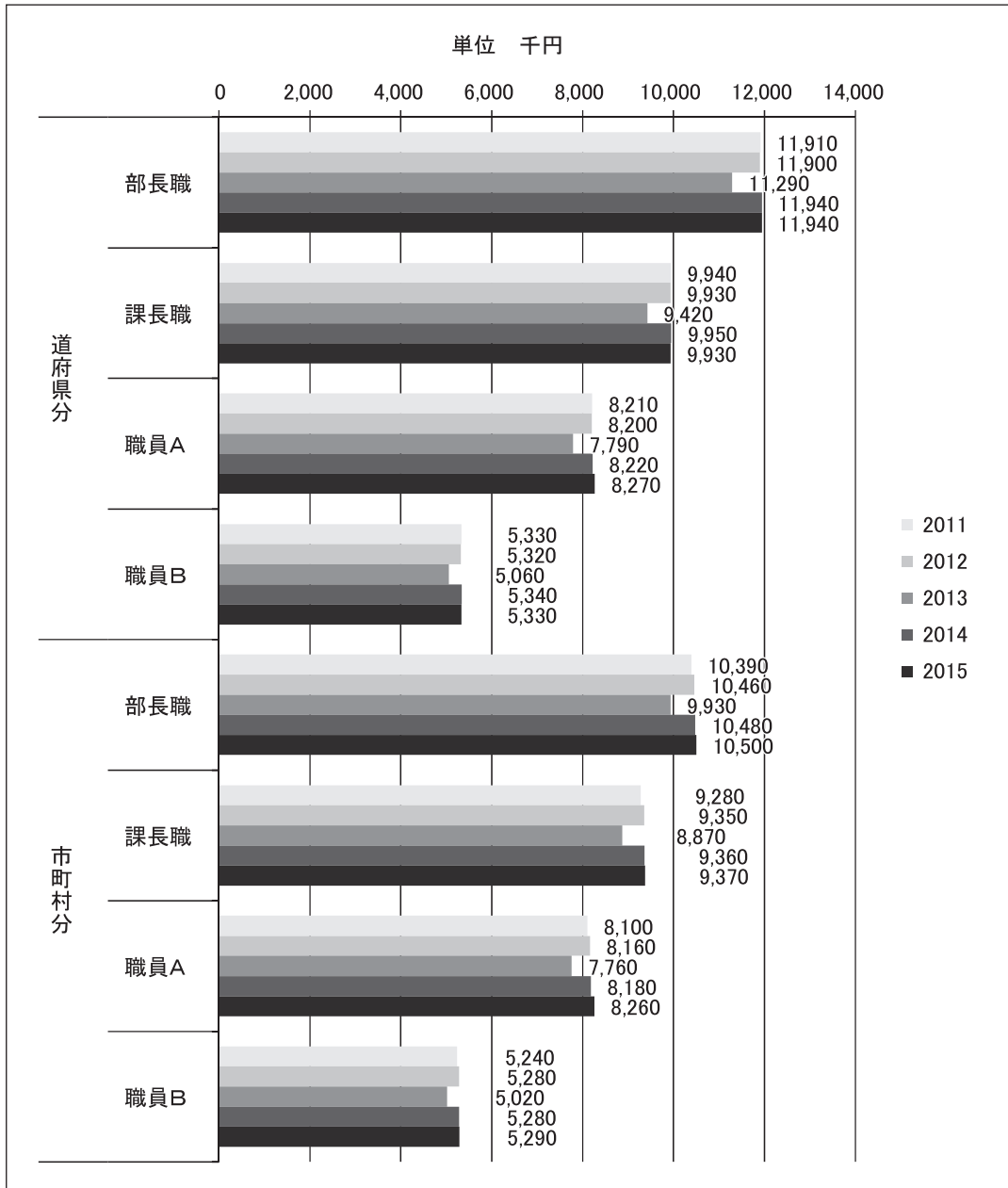
道府県分は給与費の減少率は、小幅ながら単位費用とあわせて減少している項目が多くみられる。

このうち減少率が大きい項目に注目すると、道路橋りょう費では標準団体の職員配置における給与単価の高い職員Aから単価の低い職員Bへの構成の見直し。その他の土木費では標準団体の職員数の減員。高等学校費（生徒数）では給与費の対象となる用務員数の減員。その他の教育費（公立大学等学生数）では、給与費総額から控除する使用料手数料の引き上げ。

一方、市町村分では土木費、産業経済費、地域振興費などで単位費用がマイナスとなっているが、給与費については前年度並みかプラスとなっており、他の経費の見直しが減少要因となっている。

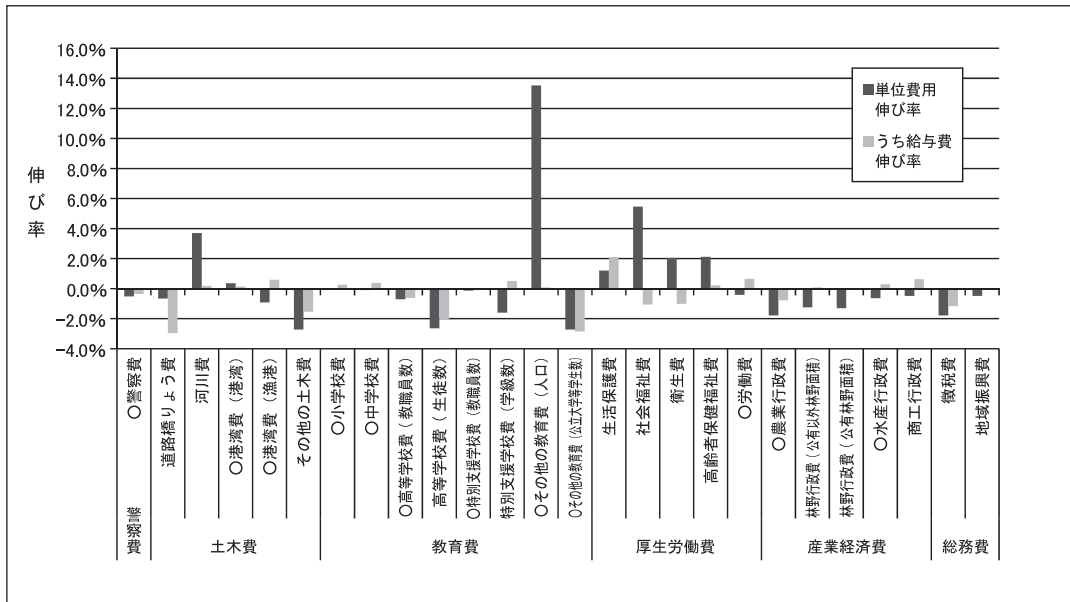
給与費がマイナスとなっているのは教育費や厚生費の一部および総務費である。このうち減少率が大きい項目に注目すると、その他の教育費（幼稚園児数）は給与費総額から控除する使用料手数料の引き上げ。社会福祉費は標準団体の職員数の減員。戸籍住民基本台帳費は標準団体の職員数の減員と職員AからBへの構成の見直しによるものである。

<図表11> 普通交付税の給与統一単価の状況



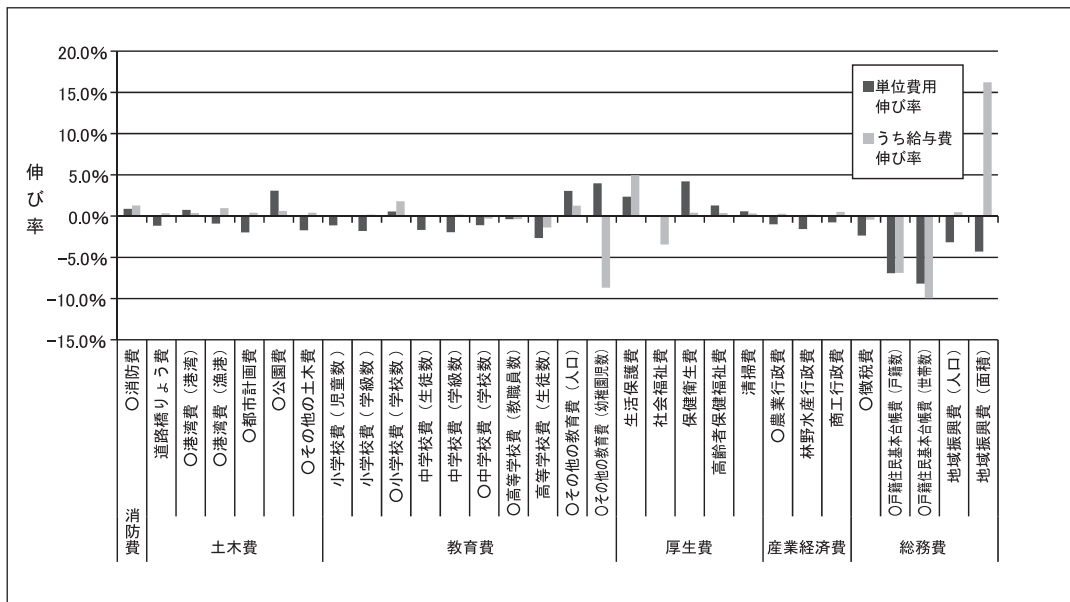
(資料) 同上の各年度5月号より作成

<図表12-1> 単位費用総額と給与費分の比較（道府県分）



(資料) 地方財務協会『地方交付税制度解説(単位費用編)』2014年、15年度版より作成

<図表12-2> 単位費用総額と給与費分の比較（市町村分）



(資料) 地方財務協会『地方交付税制度解説(単位費用編)』2014年、15年度版より作成



## (2) 測定単位

図表13は道府県分と市町村分の測定単位の合計（財源不足団体・超過団体）を整理したものである。

毎年度実施される学校基本調査や毎年度のインフラ整備を反映する道路や港湾関連の台帳の改定を除けば、統計調査等の年度から外れているため、大きな変動はない。

需要額への影響では教育費関連の減少が最も大きいものである。

なお、既述のように市町村分のその他の教育費の測定単位として、2015年度より幼稚園児数から幼稚園等就学前の子どもの数に拡大され、測定単位の対象範囲が広がったが、少子化がこれを上回った結果前年度比減となっている。

## (3) 補正係数

### ① 概況

図表14は今年度の補正係数の新設および主な見直しである。なお、毎年度の経費見直しにともなう係数等の変更については割愛している。

主なものは合併算定替え対策と子ども子育て新制度の導入にともなう算定方法の見直しである。その他では連携中枢拠点都市対応や地域経済・雇用対策費の縮減にともなう補正の上限値の引き上げなどがあげられる。

＜図表13＞ 測定単位（公債費除く・種別補正後）の状況（合計）

		道府県分			市町村分			
		単位	2015	2014	増減	2015	2014	増減
人口	人	128,057,352	128,057,352	0	同左			
65歳以上人口	人	29,245,685	29,245,685	0	同左			
75歳以上人口	人	14,072,210	14,072,210	0	同左			
市部人口	人				116,549,104	116,530,863	18,241	
町村部人口	人	11,508,248	11,526,489	-18,241				
計画区域人口	人				119,856,061	119,841,786	14,275	
警察職員数	人	251,600	250,580	1,020				
道路	面積	km <sup>2</sup>	1,499,433	1,489,658	9,775	5,477,624	5,326,843	150,781
	延長	km	176,033	175,814	219	1,015,138	1,013,154	1,984
	河川の延長	km	221,988	221,674	314			
港湾	係留	m	1,100,685	1,093,331	7,354	513,448	512,063	1,385
	外郭	m	4,258,583	4,254,873	3,710	2,205,692	2,197,494	8,198
漁港	係留	m	857,088	856,921	167	825,716	823,800	1,916
	外郭	m	2,655,740	2,662,963	-7,223	2,204,605	2,189,446	15,159
小学校	教職員数	人	414,079	415,478	-1,399			
	児童数	人				6,425,428	6,480,385	-54,957
	学級数	学級				257,205	257,771	-566
	学校数	箇所				20,031.00	20,255.67	-224.67
中学校	教職員数	人	239,698	240,917	-1,219			
	児童数	人				3,174,958	3,211,446	-36,488
	学級数	学級				109,308	109,627	-319
	学校数	箇所				9,495	9,561	-66
高等学校	教職員数	人	189,931	191,132	-1,201	12,089.4	12,126.4	-37
	生徒数	人	2,133,550	2,151,062	-17,512	187,698	188,972	-1,274
特別支援学校	教職員数	人	88,363	86,939	1,424			
	学級数	学級	29,642	29,282	360			
公立大学等学生数	人	597,419	586,045	11,374				
私立学校等生徒数	人	1,955,991	2,100,343	-144,352				
幼稚園等の子ども数 (幼稚園児数)	人				249,271	264,328	-15,057	
農家数	戸	2,537,421	2,537,421	0	同左			
水産業者数	人	117,925	117,925	0				
林水産従業者	人				245,438	245,438	0	
公有地以外の林野の面積	ha	15,295,246	15,295,246	0				
公有林野の面積	ha	1,684,558	1,684,558	0				
世帯数	世帯	51,950,504	51,950,504	0	同左			
戸籍数					52,363,372	52,282,358	81,014	
世帯受給権者数	人	11,942	13,713	-1,771				
面積	km <sup>2</sup>	377,972.26	377,961.73	10.53	58,463.21	58,408.52	54.69	
都市公園面積	km <sup>2</sup>				934,465	924,838	9,627	

(資料) 前掲「計数資料」より作成

<図表14> 補正係数の新設および主な見直し

	項目	補正係数	見直しの内容
道府県分	河川費	密度補正	土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定にかかる基礎調査の財政需要を反映するために、基礎調査実施箇所数にもとづく補正を新設
	その他の教育費 (人口)	密度補正Ⅱ	子ども子育て新制度の導入にともなう私立幼稚園について補正を新設
	社会福祉費	密度補正	子ども子育て新制度の導入にともない施設給付費分や地域型保育給付費分、障がい福祉サービス分、児童扶養手当分、児童手当分の需要を個別算定
市町村分	消防費	経常態容補正	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（合併算定替え終了対策）として旧市町村の消防署所の維持管理に関する経費を反映する補正を新設
	その他の教育費 (人口)	密度補正Ⅱ	子ども子育て新制度の導入にともなう市町村立の保育所型認定こども園、地域裁量型認定こども園等の施設型給付の経費を反映
		密度補正Ⅲ	子ども子育て新制度の導入にともなう私立幼稚園、認定こども園の施設型給付の経費を反映する補正を新設
		経常態容補正	子ども子育て新制度の導入にともなう市町村立の幼稚園、幼保連携型認定こども園の施設型給付の経費を反映する補正を新設
	社会福祉費	密度補正	子ども子育て新制度の導入にともない施設給付費分や地域型保育給付費分、障がい福祉サービス分、児童扶養手当分、児童手当分の需要を個別算定
	清掃費	密度補正Ⅰ	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（合併算定替え終了対策）としてごみ収集経費の人口密度による補正を新設
	地域振興費	普通態容補正Ⅰ	連携中枢拠点都市に取り組む自治体の需要を反映
		普通態容補正Ⅲ	市町村の姿の変化に対応した交付税算定（合併算定替え終了対策）として離島であることによる経費のうち消費税・清掃費の需要を反映
地域経済・雇用対策費	経常態容補正	補正の上限値を9,000から10,000へ引き上げ	

(資料) 前掲「地方財政」9月号より作成

## ② 補正係数による加算効果

補正係数は、項目ごとの測定単位に各種補正係数を累乗加算した最終補正係数をかけて補正後の測定単位を算出し、これを単位費用に乗ずることで、需要額の割増しあるいは割落としの効果をもたらす。

したがって、補正前および補正後の測定単位それぞれに単位費用を乗じた需要額を比較すると需要の割増率（本稿では補正率と呼ぶ）が試算できる。

図表15は補正係数による効果が大きい市町村分の算定について、市と町村別の補正率を試算したものである。

町村については2008年度で底を打ち、ほぼ横ばいで推移し、2012年度頃から割増しの程度が上昇する傾向がみられる。今年度は1.58まで上昇した。

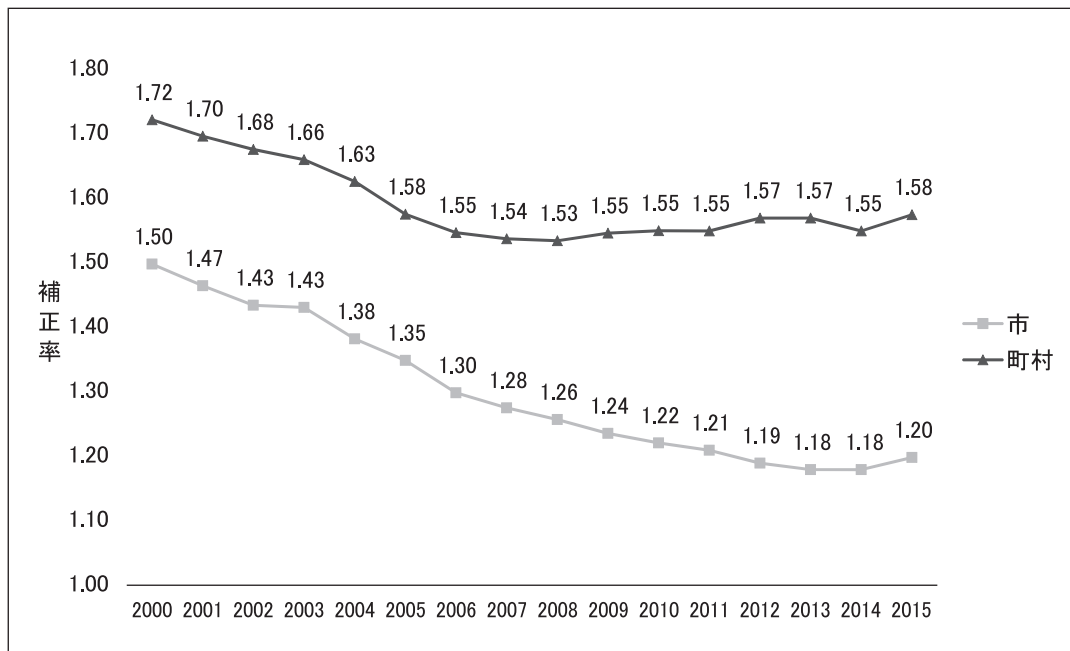
一方、市については町村とは異なり減少傾向が続いていたが、今年度は1.20と2000年度以降で初めて上昇した。

このように補正率が回復した要因を厳密に特定することはできないが、累乗加算する補正係数のうち加算要素の補正については割増し額が確認できる。

図表16は加算要素の補正係数について、需要加算額を積み上げたものである。

補正効果が最も高いのは、主に起債の元利償還金を実績ベースで交付税算入する事業費補正であったが、起債抑制による償還費の減少や標準事業費方式<sup>(8)</sup>への見直しにより補正率も低下の一途をたどっている。

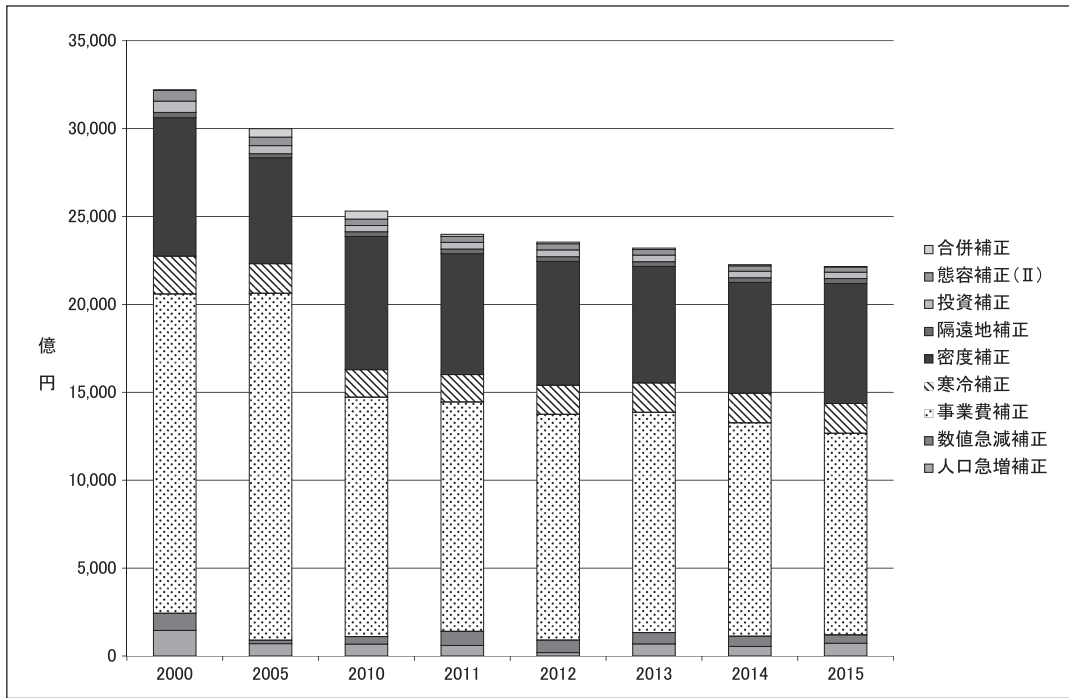
<図表15> 市、町村別の補正率の推移



(資料) 前掲「計数資料」より作成

(8) 元利償還金の平均値を単位費用に算入する方式

<図表16> 補正係数（加算項目のみ）による需要加算額



(資料) 同上より作成

今年度も加算額の合計では前年度を下回っているが、個別にみると人口急増補正、寒冷補正、密度補正、隔遠地補正で前年度を上回る加算額となっている。

このうち人口急増補正は高齢者福祉費などにおける高齢者人口の増加、密度補正や隔遠地補正は、子ども子育て支援新制度による各種施設運営費の算定充実や合併算定替え終了対策にともなう離島関連の需要額の充実などが原因と推察される。なお、寒冷補正については不明である。

補正率の上昇は加算要素だけではない。今回の歳出特別枠等で採用される段階補正や経常態容補正も相当程度寄与していると推察される。ただし、行革や成果指標による補正が補正率全体の回復に寄与しているとするならば、中長期的にはその伸びに限界があるだろう。

### ③ 段階補正の上限値の状況

図表17は、小規模団体の割増し算定の動向をみる点から、段階補正の上限値の推移を表したものである。

<図表17> 段階補正の上限値

	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015
消防費（人口）	1.935	1.940	1.980	2.035	1.980	2.065	2.105	2.100	2.095
その他の土木費（人口）	1.640	1.705	1.700	1.740	1.680	1.650	1.630	1.845	1.925
その他の教育費（人口）	2.050	2.115	2.145	2.180	2.155	2.160	2.150	2.250	2.210
社会福祉費（人口）	1.465	1.445	1.490	1.540	1.570	1.565	1.540	1.540	1.350
保健衛生費（人口）	2.170	2.390	2.850	2.995	3.180	3.115	2.990	2.960	2.865
高齢者保健福祉費(65歳以上人口)	1.992	1.966	1.953	1.769	1.778	1.796	1.758	1.744	1.734
農業行政費（農家数）	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383	2.383
商工行政費（人口）	2.470	2.475	2.480	2.415	2.420	2.427	2.420	2.645	2.660
徴税費（人口）	1.920	1.920	2.860	2.780	2.970	3.180	3.280	3.500	3.540
戸籍住民基本台帳費(戸籍数)	1.374	1.352	1.337	1.405	1.418	1.470	1.490	1.519	1.591
戸籍住民基本台帳費(世帯数)	2.160	1.980	1.940	2.140	2.510	2.260	2.380	2.440	2.420
地方再生対策費（人口）		15.000	15.000	15.000	15.000				
地域の元気創造事業費(人口)								15.000	15.000
人口減少等特別対策事業費(人口)									15.000
包括算定経費（人口）	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000	15.000

(資料) 市町村の普通交付税算出資料より作成（かっこ内は測定単位）

\*生活保護費、地域振興費（人口）は上限なし。網掛けは今年度の補正のうち前年度比増となった項目

中期的にみると段階補正の上限値は増減を繰り返すものが多く、全体として一方的な上昇下落傾向はみられない。今年度は4項目で前年度比増となった。また、今年度から新設された人口減少等特別対策事業費は、地域の元気創造事業費同様に上限値が15.000と高い。

#### ④ 歳出特別枠等 — 地域の元気創造事業費

最後に歳出特別枠等の算定について詳しくみてみよう。

まず、行革算定をとまなう地域の元気創造事業費である。

巻末資料2（54ページ）の算定式を再掲すると以下のような内容となっている。

**算式**

単位費用 × 測定単位(人口) × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

単位費用…道府県分950円、市町村分:2,530円

段階補正…地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定

**経常態容補正Ⅰ (行革努力分)**

経常態容補正Ⅰ =  $(0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$

A: 職員数削減率 / 全国平均削減率

B: ラスパイレス指数(前年度)による係数(指数に応じて増減)

C: ラスパイレス指数(直近5か年平均)による係数(指数が100を下回る程度に応じて割増し)

D: 人件費削減率 / 全国平均削減率

E: 人件費を除く経常的経費削減率 / 全国平均削減率

F: 地方債残高削減率 / 全国平均削減率

$\alpha$ : 算定額を道府県分:750億円程度、市町村分:2,250億円程度とするための率

**経常態容補正Ⅱ (地域経済活性化分)**

経常態容補正Ⅱ

=  $(0.15G + 0.15H + 0.1125I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.05N + 0.05O) \times \beta$

G: 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)

H: 製造品出荷額

I: 小売業年間商品販売額

J: 若年者就業率

K: 女性就業率

L: 従業者数

M: 事業所数

N: 延べ宿泊者数(道府県分)、転入超過率(市町村分)

O: 一人当たり県民所得(道府県分)、一人当たり地方税収(市町村分)

$\beta$ : 算定額を道府県分:225億円程度、市町村分:675億円程度とするための率

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し。

(資料) 総務省ホームページ

調整率を乗じる前の経常態容補正の上限値はⅠが合計で1.9(うち0.1は定数として加算)、Ⅱが1.0となるが、Ⅰには $\alpha = 0.803$ 、Ⅱには $\beta = 0.639$ の調整率がかけられ、行革と地域経済活性化をあわせた合計補正係数は最大約2.165、最小は約0.08となる。ただし、次の事例でみるように職員数等がピークとなった時期を基準に行革努力が現れやすい期間の差を採用しているため、補正係数が最小値をとることはありえない。

図表18は各指標の具体的な内容である。

行革算定関連については、各数値がピークとなる90年代の5年平均を基準年に設定しており、ほとんどの自治体で「成果」として反映される構造になっている。その他は直近の統計データの比較が多い。

<図表18> 地域の元気創造事業費の指標内容

		各指標の詳細
行 革 努 力 分	職員削減率	地方公共団体定員管理調査の2010～2014年の平均と1993～1997年の平均の増減率 *2011～2014年度の震災復興特別交付税の算定における基礎数値として用いられた職員数のうち各年4月1日に在籍した職員数がある場合さらに控除
	ラスパイレス指数 (前年度)	総務省が公表した2014年度のラスパイレス指数
	ラスパイレス指数 (過去5年平均)	総務省が公表した2010～2014年度のラスパイレス指数の5カ年平均
	人件費削減率	普通会計決算の人件費、退職金、投資的経費のうち人件費の合計額の2009～2013年度5カ年平均と1995～1999年度平均の増減率
	人件費を除く経常的経費の削減率	普通会計決算の物件費、補助費等および繰出金の経常経費部分の合計額の2009～2013年度5カ年平均と1995～1999年度平均の増減率
	地方債残高削減率	普通会計決算の地方債残高から災害復旧事業債や臨時財政対策債等の財源対策部分を控除した合計の2009～2013年度5カ年平均と2000～2004年度平均の増減率
	経 済 活 性 化 分	農産物産出額
製造品出荷額		2010～2012年の経産省工業統計における製造品出荷額等3カ年平均と2011～2013年同出荷額3カ年平均の増減率
小売業年間商品販売額		2009年、2012年商業統計調査および経済センサスの小売業年間商品販売額の増減率
若年者就業率		国調2005年の若年者就業率と2010年の若年者就業率の5カ年平均
女性就業率		国調2005年の女性就業率と2010年の女性就業率の5カ年平均
従業者数		2009年、2012年経済センサスの民営従業者数の増減率の3カ年平均
事業所数		2009年、2012年経済センサスの民営事業所数の増減率の3カ年平均
転入超過率		住基台帳（日本人）の2010～2012年転入超過率平均（‰）と2012～2014年転入超過率平均の差
一人当たり地方税収		普通会計決算の2010～2012年度の一人当たり地方税収平均と2011～2013年度一人当たり地方税収平均の両期間の伸び率

(資料) 前掲「算出資料」より作成

次に実際の補正係数の特徴をそれぞれ指標の一部を例に試算してみる。

◆ 行革努力分

行革努力分では職員数、ラスパイレス、普通会計決算の人件費関連、その他経常経費などを指標としている。たとえば市町村分の職員数削減率を指標とする場



合、以下のような計算式となる。

- ・ E : 1993～1997年の平均職員数と2010～2014年の平均職員を比較した増減率
- ・ 係数  $E \times -0.201$  (F) 負の場合は0 2を超える場合は2
- ・ 経常態容補正 I  $F \times 0.3$

以上のことから職員削減率がプラスとなった場合は、F式が負となり0が適用されるため、経常態容補正の加算要素とはならないが、そもそも1990年代との比較では確実に職員数は減少しているため、係数がゼロとなることはありえない。

なお、係数の上限値となる2にいたる削減率を試算すると約-0.402（4割削減）という結果になった。

総務省の資料では行革努力分では割落としがあると思われるが、これは段階補正に対して経常態容補正が1未満で連乗される場合を意味していると思われる。ただし、このような算定結果は、他の一般項目でも同様にみられるものであり、格別に行革算定をペナルティとしてみる必要はない。

#### ◆ 地域活性化分

地域活性化分は行革努力分に比べて、もともと補正係数のウエイトが低いため、その効果は小さい。

たとえば市町村分の農業産出額関連の補正では、以下のような計算式となる。

- ・ G : 2005年農林業センサスにもとづく農産物販売金額規模別農家数と2010年のセンサスにもとづく同農家数の増減率
- ・ 係数  $6.38 \times G + 0.54$  (H) 負数となる場合0 1を超える場合1
- ・ 経常態容補正 II  $H \times 0.15$

以上のことから農業算出額関連では算出額が前期からマイナスとなった場合は、H式が負となり0が適用される。

なお、係数の上限値となる1にいたる増加率を試算すると約0.0721（約7.2%増）と高い水準が設定されている。ただし、係数が負数となる減少率を試算すると約-0.0846（約8.4%減）であり、それ以上であればプラスの係数が得られるため、基本的にはプラスの補正がかかる仕組みとなっている。

⑤ 歳出特別枠等 — 人口減少等特別対策事業費

地域活性化の現状と成果で算定する、新たな人口減少等特別対策事業費の算定式を巻末資料1(47ページ)から再掲すると以下のような内容となっている。

**算定方法**

$$\text{単位費用} \times \text{人口} \times \text{段階補正} \times (\text{経常態容補正 I} + \text{経常態容補正 II})$$

道府県： 1,700円  
市町村： 3,400円

《取組の必要度分》

$$\text{経常態容補正 I} = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) \times \alpha$$

- A : 人口増減率 / 全国平均(注1)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均(注1)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高(注2)
- $\alpha$  : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注1) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

(注2) 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

《取組の成果分》

$$\text{経常態容補正 II} = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) \times \beta$$

- J : 人口増減率
  - K : 転入者人口比率
  - L : 転出者人口比率
  - M : 年少者人口比率
  - N : 自然増減率
  - O : 若年者就業率
  - P : 女性就業率
  - $\beta$  : 算定額を総額に合わせつけるための率
- 各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し(注)

(注) 例えば、人口増減率の伸び率については、H14~16の人口増減率の平均値とH24~26の人口増減率の平均値により算出

(資料) 総務省ホームページ

調整率を乗じる前の経常態容補正の上限値は合計でI、IIとも3となるが、Iには0.964、IIには0.114の調整率(算定額を総額にあわせるための率)がかけられ、取組の必要度と成果をあわせた合計補正係数は最大約3.234、最小約0.114となる。

段階補正に経常態容補正を連乗することから、経常態容補正が1を超えないと段

階補正は事実上割落としとなるが、一般的な項目でも同様の算定はみられるため、これについてもペナルティ的な算定とみる必要はない。

総務省は、必要度から成果へ算定比重を段階的に移行させていくとしているが、この調整率の数値を見直していくものと推察される。

次に地域の元気創造事業費同様に算定構造の特徴をみるため、指標の一部を例に試算してみる。

#### ◆ 取組の必要度

まず、取組の必要度については、各指標が全国平均と比べて劣位にある場合に高めの係数が算定されるが、全国平均は算定式から直接に読み取れるものと計算式のなかで消化されているものがあり、当該自治体の数値のかい離と係数との関係は必ずしも明確ではない。

そこで市町村分の人口増減率について試算してみると以下のようなになる。

- ・ A : 2012年から2014年の住民基本台帳人口（日本人）の平均増減率（%表示）
- ・ Aが0以上の場合  $-0.01 \times (A) + 0.1$  (B 1)
- ・ Aが0未満の場合  $-0.07 \times (A) + 0.1$  (B 2)
- ・ 取組の必要度の係数 =  $0.04 \times B 1$  または  $B 2$  の数値
- \* B 1 が負の場合は0 B 2 が3以上の場合は3が上限値となる
- 人口増加自治体の場合、B 1 の結果は10%で0となる。最大値は0.1である
- 人口減少自治体の場合、B 2 の結果は約-41%超で係数が3となる

以上のことから人口減少自治体は-41%超の減少率を上限に、最大で $0.4 \times 3 = 1.2$ の補正係数が算定されることになる。ただし人口増の自治体でも10%まではプラスの係数が算定され、最大で0.04の補正係数が得られる。

他の指標でも同様に指標の増減を境に係数の結果が分かれているわけではない。

#### ◆ 取組の成果

一方、取組の成果は各種指標の2つの期間の平均値を比較して、全国平均を上回るものについて補正係数を割増す算定となっている。

市町村分の女性就業率で試算すると以下のようなになる。

- ・ C : 2000年25歳から44歳までの女性就業率と2010年の女性就業率の差（2010

年マイナス2000年)

・  $51.02 \times C - 0.19$  (D) Dが1未満の場合1 3を超える場合3

・ 取組の成果の係数  $= 0.1 \times D$

就業率の差が約0.0233超で1。約0.0625超で3となる

以上のことから、就業率がマイナスとなった場合でも最低  $0.1 \times 1 = 0.1$  の補正係数が算定され、プラスの場合は最大  $0.1 \times 3 = 0.3$  の係数が得られる。したがって、成果がない場合でもプラスの補正となる。

なお、補正係数が0.1超となるためには、就業率の引き上げは0.0233ポイントを要するため、プラスの実績が上がったからといって必ずしも係数が高くなるわけではない。

## 結 び — 劣化する地方交付税

今年度の交付税算定をさまざまな角度から検証してきた。

その特徴を総括するならば、いわゆる歳出特別枠等に支えられた算定構造が規模においても配分においても著しく拡大したといえることができる。

これまでみてきたように需要額のなかで教育費や産業経済費などが縮小するなかで、歳出特別枠等がこれらを代替してその増加に大きく寄与している。道府県であれ、市町村であれ自治体の規模にかかわらず、交付税算定において有力な項目になっていることは確かである。

しかし、いやしくも標準的行政水準を財源保障する交付税制度のあり方からみた場合、こうした算定が拡大していくことが制度の劣化を招くことがあっても、制度の安定を担保することにはならないだろう。

今年度の歳出特別枠等の問題点を指摘して本稿を締めくくる。

### ◆ 法的安定性の欠如

第一に歳出特別枠等の算定項目の法的安定性が確保されていないという点である。

需要額の算定項目は地方交付税法および政省令にもとづいているが、地方の元気創造事業費は附則第5条の2、人口減少等特別対策事業費は同条の3において「当分の間」の措置として規定されている。いわゆる霞ヶ関用語の「当分の間」であれば、一定の継

続性が担保されるとみることもできるが、あくまで本則の項目でない限り、臨時的な項目であることには変わらない。こうした臨時的な需要額算定が「合理的、且つ、妥当な水準」として幅をきかせることは極めて問題である。

地域活性化等の普遍的な経費として存置すべきものであるならば、本則の項目として扱うべきである。

#### ◆ 算定根拠の脆弱性

第二にこれらの項目創設の根拠が場当たりの点であるという点である。

総務省の解説では、2つの項目を創設するに当たり以下のような理由を述べている。

##### 【地域の元気創造事業費】

「前年度の地域の元気づくり推進費について、地域経済活性化に係る地方団体の取組を息長く応援する観点から、当分の間の措置として、一般行政経費（地財計画）に改めて計上した。引き続き行革努力や経済活性化指標を反映させる理由として、地方団体からの要望を踏まえ、各地方団体が行革により捻出した財源を活用して、地域経済活性化の取組を行っていると考えられること。地域経済活性化に積極的に取組、成果指標を全国標準よりも伸ばしている地方団体は、地域経済活性化に全国標準よりも多く取り組んでいると考えられること。以上を踏まえ客観的な統計データが存在する指標を幅広く選定した」（「地方財政」 2014年5月号参照）

##### 【人口減少等特別対策事業費】

「政府のまち・ひと・しごと創生事業法の成立や同総合戦略の閣議決定を踏まえ、地方公共団体が自主性・主体性を最大限発揮できるようにするための地方財政措置として、地域の実情に応じたきめ細やかな施策を可能にする観点から、地財計画に『まち・ひと・しごと創生事業費』（1兆円）を計上し、これを既存の地域の元気創造事業費とともに新たな費目を創設。各地方団体が地方創生に取り組むための財政需要を算定することから、算定に当たっては人口を基本とした上で、各団体の取組の『必要性』『取組の成果』を反映して算定する。基本的な考え方として結婚、出産、子育て支援の充実や住民転入の推進など、各団体が行う人口減少等に係る当該年度の財政需要を算定しようとするものである。取組の成果において各指標の過去からの伸び率を用いているが、決して過去の財政需要を算定しているものではない。

取組の必要度を加味するということは、同じ人口規模であっても、直近の人口増減率等の指標が芳しくない団体は、人口減少対策に取り組む必要性が高く、その財政需要が大きいと考えられることを踏まえ、直近の指標の数値が芳しくない団体の割増を行おう

とするものである。

取組の成果を加味するということは、同じ人口規模の団体であっても、人口の増減率等の指標の伸び率が全国平均の伸び率の団体に比べて、子育て支援等の充実や転入促進などに積極的かつ効果的に取り組んでおり、その財政需要も大きいと考えられることを踏まえ割増を行うものである」（同上 2015年5月号参照）

2つの項目は算定内容が異なるとはいえ、基本的には地域活性化という点では共通した考え方にもとづいており、別立ての項目とする積極的な理由は見当たらない。

そもそも、先行する地域の元気創造事業費は、地財計画に同項目が創設されたことを受けたものであったが、今年度、安倍政権がまち・ひと・しごと創生事業を打ち出し、地財計画の地域の元気創造事業費に替わり、「まち・ひと・しごと創生事業費」1兆円が計上されたことを受けて、交付税の算定では地域の元気創造事業費を存置し、新たな人口減少等特別対策事業費とあわせて算定したものである。その点では政権の政策に乗じた場当たりの項目と言わざるを得ない。

いずれも「当分の間」とはいえ、すでに政府自身が「一億総活躍」を表看板に掲げ、いわゆる地方創生が後景に隠れるなかで、果たして交付税算定の項目に値するのか疑義がある。

#### ◆ 奨励的交付税算定

第三に一定の政策目的を喚起する奨励的補助金のごとく、交付税がいわば政策誘導の手段として安易に利用されており、いわば奨励的な交付税算定の様相を呈している点である。

需要額項目あるいはこれに適用される補正係数の組み合わせは、単なる客観的な算定式を超えて、国のその時々政策と結びつき自治体を動かす強いアナウンス効果を帯びることがある。

過去を振り返れば、いわゆる平成合併時の段階補正の縮減（2002～04年度）、2013年度の地方公務員給与臨時削減の要請にともなう各単位費用の給与費削減および地域の元気づくり推進費における行革指標算定などがあげられる。いずれも国の政策に地方を誘導する効果をもたらしたと推察される<sup>(9)</sup>。

現行の地域の元気創造事業費や人口減少等特別対策事業費に象徴される各種成果指標は、算定結果としては成果の有無にかかわらず一定の需要額が算定されるものの、財源

---

(9) 宮崎（2008）の試算では段階補正が市町村合併推進に影響したとしている

保障における成果主義の方向、標準的行政を算定するよりも、むしろ実績を上げた自治体、努力をした自治体の需要を算定する財源保障のあり方を一般化させる恐れがある。

しかし、地方交付税は「合理的、且つ、妥当な水準」を保障するものである。もちろんこの水準が何かを確定する基準は存在しないし、その時々々の社会経済等の諸条件を踏まえて見直されていくものであるが<sup>(10)</sup>、2008年度以来、年々算定項目が改定され、各種指標も猫の目のように変化する状況が、その標準的行政の水準を追求した結果とはいえない。政策に対応した安易な交付税算定の見直しは中期的には構造的脆弱性を高めるだけである<sup>(11)</sup>。

#### ◆ 「成果」の幻想

第四に「成果」そのものの問題である。

記述のように各種成果指標の導入は地方自治体側からの要望を踏まえたものだとすれば、自治体側の認識も交付税制度を劣化させる要因をつくっている。

人口減少等特別対策事業費などの算定内容でみた通り、各種成果指標の変化率の取り方は項目によって異なっており、その期間を適用する根拠はほとんど明らかではない。国が設定する期間によって、自治体の同じ努力でも「成果」はいかようにもなるものであり、所詮、相対値に過ぎない。

このようなものを主要な基準として需要額を算定することに、どれほどの意味があるのだろうか。需要額に対してより慎重な姿勢が求められる。

#### ◆ 「合理的、且つ、妥当な水準」の質の追求

しばしば指摘していることであるが、臨時的な項目に支えられ、一般財源総額がおおむね安定的に確保されているもとの、交付税制度に求められるのは「合理的、且つ、妥当な水準」の質の追求である。「質」と付け加えたのは、単に包括的な需要が「量的」に算定されることにとどまらず、その内容、すなわち「質」を追求する必要がある。それにより時々々の政策に翻弄されず、中長期にわたり自治体の取組を裏付ける財源保障が担保されるだろう。

その点では、近年、環境対策や公共施設等の維持補修費等が地財計画に増額計上され、交付税算定にも反映されていることは評価できるだろう。こうした中長期的に必要な度が増すと予想される財政需要をより積極的に模索し、脆弱な臨時的経費に代替させていく

(10) 遠藤（1996）25～27ページ参照

(11) 最近の経済財政諮問会議の議論においても交付税算定における成果主義が強く主張されており、2016年度からはトップランナー方式が採用されることになった

ことが考えられる。

国の「措置」に任せず、地方自治体が「需要」をまじめに考える時期にきているのではないだろうか。

(とびた ひろし 公益財団法人地方自治総合研究所研究員)

キーワード：普通交付税大綱／合併算定替え／地域の元気創造事業費／  
人口減少等特別対策事業費／成果指標

---

#### 【参考文献・資料】

遠藤安彦『地方交付税法逐条解説』ぎょうせい、1996年

小西砂千夫『政権交代と地方財政』ミネルヴァ書房、2012年

宮崎毅「地方交付税と市町村合併——段階補正の見直しが合併に及ぼす影響を中心として」一橋大学ディスカッションペーパー、2008年2月

地方財務協会『地方交付税制度解説』（単位費用編）2014年、2015年

地方財務協会「地方財政」2014年および2015年の5月号、9月号

総務省「地方交付税等関係計数資料」各年度



<資料1>

報道資料



MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

平成27年7月24日

## 平成27年度 普通交付税の算定結果等

総務省は、7月24日に各地方公共団体に対する普通交付税の交付額等を決定し、同日、「平成27年度普通交付税大綱」について閣議報告をいたしました。

- 平成27年度 普通交付税大綱…………… (略)
- 平成27年度 普通交付税の決定について…………… 42
  - 不交付団体の状況…………… 50
- 平成27年度 臨時財政対策債発行可能額について…………… 52
- 平成27年度 地方特例交付金の決定について…………… (略)

(連絡先)

自治財政局交付税課

担当：鈴木補佐

野村補佐

電話：(代表)03-5253-5111

(内線)23362, 23363

(直通)03-5253-5624

(FAX)03-5253-5625

## 平成27年度 普通交付税の決定について

### 交 付 額

(単位: 億円、%)

区 分	平成27年度	平成26年度	伸 率
道府県分	83,705	84,533	△1.0
市町村分	73,790	74,191	△0.5
合 計	157,495	158,724	△0.8

### 人口減少等特別対策事業費

地方財政計画に計上した「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)に対応し、普通交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」(3,900億円。この他、特別交付税で100億円程度を配分予定。)に加えて、新たな費目「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)を設けている。

区 分	算 定 額
道府県分	2,000億円
市町村分	4,000億円
合 計	6,000億円

## 平成27年度 普通交付税の算定結果 (財源不足団体)

### 1 基準財政需要額、基準財政収入額、普通交付税額 (単位:億円、%)

区 分	道府県分		市町村分		
	平成27年度	対前年度伸率	平成27年度	対前年度伸率	
基準財政需要額	個別算定経費 (c、d、e、f除き) a	172,351	1.0	167,980	△0.2
	包括算定経費 b	15,167	5.2	27,681	0.7
	地域経済・ 雇用対策費 c	1,876	△34.1	2,396	△16.8
	地域の元気 創造事業費 d	912	11.6	2,783	10.9
	人口減少等特 別対策事業費 e	1,902	皆増	3,744	皆増
	公債費等 f	32,599	3.9	28,298	△2.8
	臨時財政対策 債振替相当額 g	25,923	△24.0	19,327	△11.3
	合 計 (a+b+c+d+e +f-g) h	(224,807) 198,884	(2.2) 7.0	(232,882) 213,556	(1.1) 2.4
基準財政収入額	114,953	13.5	139,523	4.0	
交付基準額	83,931	△0.9	74,033	△0.4	
普通交付税額	(109,628) 83,705	(△7.6) △1.0	(93,117) 73,790	(△3.0) △0.5	

- (注) 1 ( )書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。  
 2 平成27年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。  
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。  
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。  
 4 表示単位未満を四捨五入しているため、項目ごとの数値の計と合計は一致しない。

## 2 算定結果の特徴

道府県分及び市町村分の基準財政需要額、基準財政収入額の全体的な傾向は、次のとおりである。

区 分		道 府 県 分	市 町 村 分
基準財政需要額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少等特別対策事業費の新設及び地域の元気創造事業費の増</li> <li>社会保障の充実（社会福祉費、高齢者保健福祉費等）</li> <li>臨時財政対策債償還費</li> <li>地方財政計画の維持補修費の増の反映</li> <li>子ども・子育て支援新制度の実施に伴う道府県と指定都市・中核市の間の私立保育所運営費等に係る負担割合の変更に伴う増</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>人口減少等特別対策事業費の新設及び地域の元気創造事業費の増</li> <li>社会保障の充実（社会福祉費、高齢者保健福祉費等）</li> <li>臨時財政対策債償還費</li> <li>地方財政計画の維持補修費の増の反映</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政計画の歳出特別枠（「地域経済基盤強化・雇用等対策費」）の減の反映</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方財政計画の歳出特別枠（「地域経済基盤強化・雇用等対策費」）の減の反映</li> <li>減税補填債償還費</li> <li>子ども・子育て支援新制度の実施に伴う道府県と指定都市・中核市の間の私立保育所運営費等に係る負担割合の変更に伴う減</li> </ul>
基準財政収入額	増要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>法人事業税</li> <li>地方消費税</li> <li>道府県民税（所得割）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方消費税交付金</li> <li>市町村民税（所得割）</li> <li>固定資産税（償却資産）</li> </ul>
	減要因	<ul style="list-style-type: none"> <li>道府県民税（法人税割）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>固定資産税（家屋）</li> </ul>

### 3 主な算定方法改正点

#### 1 「まち・ひと・しごと創生事業費」の創設に伴う算定(H27地方財政計

##### 画:1兆円)

地方財政計画に計上した「まち・ひと・しごと創生事業費」(1兆円)に対応し、普通交付税において、既存の「地域の元気創造事業費」(3,900億円。この他、特別交付税で100億円程度を配分予定。)に加えて、新たな費目「人口減少等特別対策事業費」(6,000億円)を創設。

「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映。

(「人口減少等特別対策事業費」算定額)

	取組の必要度	取組の成果	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

#### 2 市町村合併による行政区域の広域化を反映した算定

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、平成26年度に引き続き支所に要する経費について加算するほか、本年度から新たに、

- ・ 消防費及び清掃費について、標準団体の面積の見直しに伴う単位費用の見直しや人口密度等による需要の割増し
  - ・ 消防費及び清掃費に係る離島の増嵩経費の見直し
- を実施することとし、3年間かけて段階的に交付税の算定に反映。

#### 3 東日本大震災の被災団体に対する算定上の特例(46億円程度)

東日本大震災の被災団体に対して、小・中学校費、高等学校費及びその他の教育費の算定において、引き続き特例的な措置を講じ、財政運営に支障が生じないよう配慮。

平成27年度 普通交付税交付額(道府県分・市町村分)

(単位：百万円)

都道府県	道府県分				市町村分			
	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額	基準財政需要額	基準財政収入額	財源不足額	普通交付税額
北海道	1,165,919	523,606	642,313	640,988	1,377,771	614,346	763,425	761,860
青森	328,887	116,245	212,641	212,268	316,507	127,191	189,316	188,956
岩手	338,149	123,686	214,463	214,079	322,986	138,736	184,250	183,883
宮城	390,693	245,706	144,987	144,543	456,761	289,714	167,047	166,528
秋田	281,519	91,060	190,460	190,140	287,618	104,540	183,078	182,751
山形	278,979	101,646	177,333	177,016	258,286	116,433	141,853	141,560
福島	394,633	217,165	177,468	177,020	417,330	231,654	185,676	185,202
茨城	481,341	312,585	168,756	168,209	470,728	317,228	153,500	152,966
栃木	341,098	223,546	117,552	117,165	339,884	258,311	81,572	81,186
群馬	339,383	219,582	119,801	119,415	336,381	222,568	113,813	113,430
埼玉	875,810	674,894	200,916	199,921	1,004,754	864,674	140,081	138,939
千葉	780,736	612,593	168,143	167,256	808,476	662,694	145,782	144,864
東京	1,992,376	2,203,761	-	-	403,970	357,467	46,502	46,043
神奈川	1,047,374	947,912	99,462	98,273	1,252,684	1,189,476	63,208	61,785
新潟	491,995	228,006	263,990	263,431	521,273	273,187	248,085	247,493
富山	242,169	116,730	125,439	125,164	221,178	137,792	83,386	83,134
石川	249,247	125,295	123,952	123,669	246,607	146,828	99,780	99,499
福井	213,542	85,336	128,206	127,964	161,235	100,515	60,719	60,536
山梨	217,200	86,283	130,917	130,670	184,684	95,478	89,206	88,996
長野	417,528	212,896	204,632	204,157	490,552	250,795	239,757	239,200
岐阜	373,045	201,608	171,437	171,014	406,199	248,371	157,828	157,367
静岡	565,358	416,082	149,275	148,633	580,720	488,395	92,325	91,666
愛知	1,061,926	983,755	78,170	76,964	909,500	821,201	88,299	87,266
三重	333,771	200,570	133,201	132,822	351,297	233,439	117,859	117,459
滋賀	256,699	144,903	111,796	111,504	259,575	178,534	81,041	80,746
京都	419,572	251,294	168,278	167,801	471,892	328,573	143,319	142,783
大阪	1,211,971	931,287	280,685	279,308	1,489,099	1,239,153	249,946	248,254
兵庫	838,118	539,302	298,816	297,864	1,004,583	725,897	278,685	277,544
奈良	264,263	113,273	150,991	150,690	255,989	144,025	111,964	111,673
和歌山	248,879	83,863	165,016	164,733	219,808	106,972	112,836	112,586
鳥取	187,461	51,353	136,108	135,895	143,115	59,011	84,104	83,942
島根	246,911	64,546	182,365	182,085	212,163	75,303	136,860	136,619
岡山	347,631	183,674	163,958	163,563	410,690	243,270	167,420	166,953
広島	470,306	288,639	181,667	181,133	557,312	367,601	189,710	189,077
山口	307,015	139,084	167,931	167,582	293,403	165,238	128,165	127,831
徳島	220,502	77,231	143,271	143,020	178,915	90,233	88,682	88,478
香川	212,099	103,339	108,760	108,519	195,758	119,961	75,797	75,575
愛媛	290,864	126,656	164,208	163,878	305,450	159,889	145,560	145,213
高知	234,787	62,771	172,017	171,750	202,729	75,489	127,240	127,010
福岡	750,695	484,654	266,041	265,188	921,151	614,584	306,567	305,520
佐賀	218,899	77,770	141,129	140,880	179,052	87,341	91,711	91,507
長崎	327,594	111,015	216,579	216,207	334,145	137,332	196,813	196,433
熊本	364,743	150,968	213,775	213,360	397,822	186,627	211,195	210,743
大分	273,585	104,825	168,760	168,449	262,400	131,042	131,358	131,060
宮崎	275,820	95,434	180,386	180,073	248,057	113,957	134,100	133,818
鹿児島	401,609	137,937	263,671	263,215	412,867	170,580	242,287	241,818
沖縄	308,058	104,689	203,368	203,018	272,220	140,623	131,597	131,288
合計	21,880,760	13,699,054	8,393,090	8,370,497	21,355,574	13,952,269	7,403,305	7,379,045

(注) 1. 市町村分については、財源不足団体分を記載している。  
 2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の数値の計と合計は一致しない。

## 人口減少等特別対策事業費

### 基本的な考え方

- ・「人口減少等特別対策事業費」の算定に当たっては、人口を基本とした上で、まち・ひと・しごと創生の「取組の必要度」及び「取組の成果」を反映
- ・各地方公共団体の「取組の必要度」及び「取組の成果」を算定に反映させるため、全国的かつ客観的な指標で各団体毎のデータが存在するものを幅広く選定

### 平成27年度算定額

	取組の必要度分	取組の成果分	計
道府県分	1,670億円程度	330億円程度	2,000億円程度
市町村分	3,330億円程度	670億円程度	4,000億円程度
計	5,000億円程度	1,000億円程度	6,000億円程度

### 算定方法

単位費用 × 人口 × 段階補正 × ( 経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ )

〔道府県： 1,700円〕  
〔市町村： 3,400円〕

《取組の必要度分》

経常態容補正Ⅰ = (0.4A + 0.075B + 0.075C + 0.075D + 0.075E + 0.075F + 0.075G + 0.075H + 0.075I) × α

- A : 人口増減率 / 全国平均 (注1)
- B : 全国平均 / 転入者人口比率
- C : 転出者人口比率 / 全国平均
- D : 全国平均 / 年少者人口比率
- E : 自然増減率 / 全国平均 (注1)
- F : 全国平均 / 若年者就業率
- G : 全国平均 / 女性就業率
- H : 1 / 有効求人倍率
- I : 全国平均 / 一人当たり各産業の売上高 (注2)
- α : 算定額を総額に合わせつけるための率

(注1) 各団体の増減率と全国の増加又は減少団体の増減率を比較して算出

(注2) 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)、製造品出荷額、小売業年間商品販売額、卸売業年間商品販売額の合計

《取組の成果分》

経常態容補正Ⅱ = (0.4J + 0.1K + 0.1L + 0.1M + 0.1N + 0.1O + 0.1P) × β

- J : 人口増減率
  - K : 転入者人口比率
  - L : 転出者人口比率
  - M : 年少者人口比率
  - N : 自然増減率
  - O : 若年者就業率
  - P : 女性就業率
  - β : 算定額を総額に合わせつけるための率
- } 各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し (注)

(注) 例えば、人口増減率の伸び率については、H14~16の人口増減率の平均値とH24~26の人口増減率の平均値により算出

平成27年度 人口減少等特別対策事業費算定額

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	8,593	28,826
青森県	4,567	7,906
岩手県	3,760	6,422
宮城県	2,798	7,753
秋田県	4,872	5,899
山形県	3,956	6,269
福島県	4,105	9,804
茨城県	4,241	10,466
栃木県	2,966	6,101
群馬県	3,253	7,092
埼玉県	7,020	19,448
千葉県	6,193	17,333
東京都	9,731	21,298
神奈川県	7,414	16,858
新潟県	4,448	8,033
富山県	3,085	3,479
石川県	2,830	4,035
福井県	3,043	3,231
山梨県	3,405	4,355
長野県	3,604	10,563
岐阜県	3,463	7,774
静岡県	4,935	10,089
愛知県	5,392	14,711
三重県	3,043	6,232
滋賀県	1,971	4,055
京都府	3,724	7,290
大阪府	8,575	19,430
兵庫県	6,355	14,030
奈良県	3,589	7,238
和歌山県	3,861	5,371
鳥取県	3,480	3,104
島根県	3,871	3,560
岡山県	2,970	5,935
広島県	3,769	7,253
山口県	3,728	5,257
徳島県	3,759	4,275
香川県	2,912	3,427
愛媛県	3,619	5,265
高知県	4,268	5,318
福岡県	5,467	14,698
佐賀県	3,226	3,659
長崎県	3,988	5,601
熊本県	3,420	7,922
大分県	3,277	4,487
宮崎県	3,273	4,810
鹿児島県	3,739	8,057
沖縄県	2,387	5,675
合計	199,945	399,697

- (注) 1. 特別区分の普通交付税は東京都分と合算して算定されるが、上記の表においては市町村分に記載している。  
 2. 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。



## 市町村の姿の変化に対応した交付税算定について

### 基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化したことを踏まえ、合併後の市町村の財政需要を的確に把握し、平成26年度の普通交付税の算定から、順次、算定に反映。  
(各見直し項目は、見直し年度より3年間をかけて段階的に算定に反映)

**平成27年度における対応 H27算定額(合併団体(以下同じ)) 合計 2,683億円**

### <平成27年度の新たな見直し項目>

#### 消防費【H27算定額 299億円(884億円の3分1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km<sup>2</sup>→210km<sup>2</sup>)に伴い、標準団体における出張所数を見直し(2箇所→3箇所)。これに伴う人件費等の増を単位費用に反映
- 旧市町村における常備消防機能(消防署所)の維持に係る経費を反映
  - 旧市町村(人口8,000人規模)における標準的な消防署所の経費を設定(消防吏員の人件費及び消防車・救急車等の物件費を算入)
  - 旧市町村の消防署所に要する経費について下記により算定  
次の算式により旧市町村(本庁が所在する旧市町村を除く)ごとに算定  
標準的な消防署所の経費 × 所管区域人口の多寡による補正 - α  
※α:合併団体の一本算定の需要額に算入されている額との調整を行うもの  
※旧市町村ごとに算定した需要額を合算し、合併団体の一本算定に加算(合併算定替の需要額には加算しない)
- 消防団に要する経費等について、人口密度に応じた補正を充実  
(対象団体を200人/km<sup>2</sup>未満の団体→450人/km<sup>2</sup>未満の団体に拡充等)

#### 清掃費【H27算定額 59億円(167億円の3分の1程度)】

- 標準団体の面積の見直し(160km<sup>2</sup>→210km<sup>2</sup>)に併せて、ごみ収集・運搬に要する経費を見直し、単位費用に反映
- 人口密度が低い団体においては、ごみ収集・運搬に要する経費が増加する実情を踏まえ、人口密度に応じた補正を新設  
※一本算定にのみ適用(合併算定替には適用しない。)

#### 離島への対応【H27算定額 7億円(20億円の3分の1程度)】

- 離島であることにより増加する経費のうち、消防費・清掃費に係るものについて、隔遠地補正・属島補正を充実し、離島の団体の需要額を割増し

### <平成26年度に着手した見直し項目>

#### 支所に要する経費【H27算定額 2,318億円(3,477億円の3分の2程度)】

#### 【参考】平成28年度以降の見直し項目

下記について、引き続き市町村の実情を踏まえた検討を進め、平成28年度以降、順次交付税算定に反映

- 保健衛生費、小中学校費、徴税費等:標準団体の経費を見直し、人口密度による補正を新設・充実  
(例:検診等に要する経費、給食センター、徴税に要する経費、公民館等)
- 上記以外の費目:標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実等

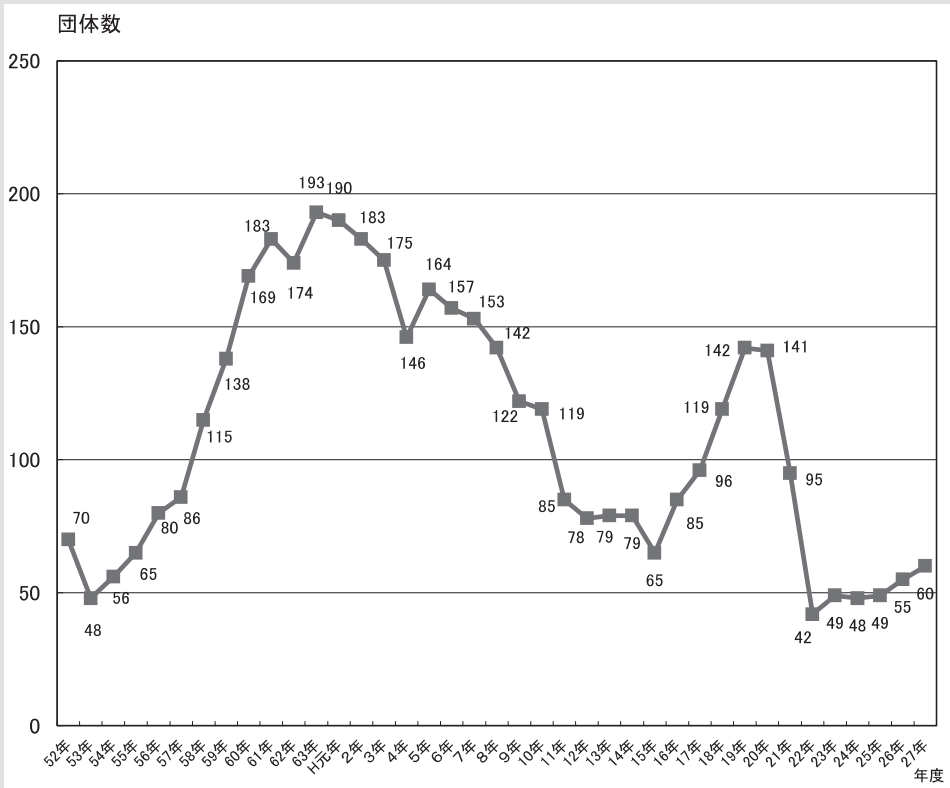
## 平成27年度 不交付団体の状況

### 不交付団体数

区 分	平成27年度	平成26年度	平成25年度
都 道 府 県	1	1	1
市 町 村	59	54	48
合 計	60	55	49

(注) 合併特例の適用により交付税が交付される団体数を含み、特別区を含まない。

### 不交付団体数の推移(都道府県+市町村)



## 平成27年度普通交付税不交付団体一覧表

1 道府県分 東京都

2 市町村分

都道府県	不交付団体名	不交付 団体数	(参考) H26不交付団体 →H27交付団体
北海道	泊村	1	
青森県	六ヶ所村	1	
福島県	広野町 大熊町	2	
茨城県	神栖市* 東海村	2	
栃木県	芳賀町	1	
群馬県	太田市* 大泉町	2	上野村
埼玉県	戸田市 三芳町	2	
千葉県	市川市 成田市* 浦安市 袖ヶ浦市	4	君津市
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 多摩市 羽村市 瑞穂町	10	
神奈川県	鎌倉市 藤沢市 厚木市 寒川町 箱根町	5	愛川町
新潟県	聖籠町 刈羽村	2	
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村	3	
長野県	軽井沢町	1	
静岡県	御殿場市 裾野市 湖西市* 長泉町	4	御前崎市
愛知県	碧南市 刈谷市 豊田市* 安城市 小牧市 東海市 大府市 日進市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛島村 幸田町	14	
三重県	川越町	1	
滋賀県		0	竜王町
京都府	久御山町	1	
大阪府	田尻町	1	
福岡県	苅田町	1	
佐賀県	玄海町	1	

市町村合計 59団体 (平成26年度54団体)

3 合計 60団体

(注)1 平成27年度において交付団体から不交付団体となった市町村は、群馬県太田市、群馬県大泉町、東京都小金井市、東京都国分寺市、東京都羽村市、東京都瑞穂町、静岡県御殿場市、静岡県裾野市、静岡県湖西市、愛知県日進市の10団体である。

2 \*印は、平成27年度の一本算定は不交付団体であるが、合併の特例により交付税が交付される市町村である。(5団体)

## 平成27年度 臨時財政対策債発行可能額について

### 1 臨時財政対策債発行可能額の内訳

(単位：億円、%)

区 分	平成27年度 A	平成26年度 B	伸 率 A/B-1
都道府県	25,923.2	34,101.2	△24.0
市町村	19,326.5	21,850.5	△11.6
合 計	45,249.7	55,951.7	△19.1

※表示未満四捨五入しているため、区分ごとの数値と合計は一致しない。

### 2 臨時財政対策債の概要

地方財源の不足に対処するため、平成26年度から平成28年度の間、地方財政法第5条の特例として発行されるもの（平成13年度から平成25年度の間においても同様に発行）。

なお、その元利償還金については、翌年度以降の基準財政需要額に全額算入する。

### 3 臨時財政対策債発行可能額の算出方法

財源不足額が生じている地方公共団体を対象とし、当該不足額を基礎として算出。  
(財政力に応じて逓増)

平成27年度 臨時財政対策債発行可能額一覧表

(単位:百万円)

都道府県	都道府県分	市町村分
北海道	139,219	125,649
青森	37,616	23,461
岩手	36,875	23,153
宮城	52,729	41,489
秋田	30,517	19,936
山形	31,364	19,552
福島	46,962	32,965
茨城	74,110	43,042
栃木	46,861	25,519
群馬	45,663	30,924
埼玉	145,155	87,982
千葉	127,321	70,684
東京	-	27,415
神奈川	146,216	100,043
新潟	59,673	52,433
富山	30,735	21,123
石川	31,575	20,790
福井	25,553	14,824
山梨	26,000	16,093
長野	52,026	40,280
岐阜	51,419	37,012
静岡	83,845	54,330
愛知	90,090	65,524
三重	48,500	28,266
滋賀	35,360	23,555
京都	61,307	59,144
大阪	183,482	170,191
兵庫	124,475	113,620
奈良	32,453	23,370
和歌山	28,569	18,614
鳥取	20,698	10,905
島根	26,580	14,795
岡山	46,683	41,548
広島	66,147	62,325
山口	37,957	26,064
徳島	24,142	13,282
香川	26,648	17,638
愛媛	35,592	26,140
高知	25,462	14,657
福岡	110,362	105,956
佐賀	24,373	13,876
長崎	37,404	25,221
熊本	42,456	38,132
大分	31,290	20,703
宮崎	31,153	18,658
鹿児島	45,513	30,011
沖縄	34,186	21,761
合計	2,592,317	1,932,651

(注) 表示単位未満を四捨五入しているため、各都道府県の単純合計と合計欄は一致しない。

<資料2>

## 地域の元気創造事業費の算定方法

### 算式

単位費用 × 測定単位(人口) × 段階補正 × (経常態容補正Ⅰ + 経常態容補正Ⅱ)

単位費用…道府県分950円、市町村分:2,530円

段階補正…地域経済・雇用対策費の段階補正をベースに設定

### 経常態容補正Ⅰ (行革努力分)

経常態容補正Ⅰ =  $(0.3A + 0.2B + 0.1C + 0.1D + 0.1E + 0.1F + 0.1) \times \alpha$

A: 職員数削減率 / 全国平均削減率

B: ラスパイレス指数(前年度)による係数(指数に応じて増減)

C: ラスパイレス指数(直近5か年平均)による係数(指数が100を下回る程度に応じて割増し)

D: 人件費削減率 / 全国平均削減率

E: 人件費を除く経常的経費削減率 / 全国平均削減率

F: 地方債残高削減率 / 全国平均削減率

$\alpha$ : 算定額を道府県分:750億円程度、市町村分:2,250億円程度とするための率

### 経常態容補正Ⅱ (地域経済活性化分)

経常態容補正Ⅱ

=  $(0.15G + 0.15H + 0.15I + 0.1125J + 0.1125K + 0.1125L + 0.1125M + 0.05N + 0.05O) \times \beta$

G: 第一次産業産出額(道府県分)、農業産出額(市町村分)

H: 製造品出荷額

I: 小売業年間商品販売額

J: 若年者就業率

K: 女性就業率

L: 従業者数

M: 事業所数

N: 延べ宿泊者数(道府県分)、転入超過率(市町村分)

O: 一人当たり県民所得(道府県分)、一人当たり地方税収(市町村分)

$\beta$ : 算定額を道府県分:225億円程度、市町村分:675億円程度とするための率

各団体の伸び率と全国の伸び率との差に応じて割増し。

### 指標の取り方について

- ・経常態容補正Ⅰ(ラスパイレス指数を除く)については、5か年平均の削減率を用いる。
- ・経常態容補正Ⅱについて、毎年度公表される統計を用いる指標は、3か年平均の伸び率を用いる。毎年度公表されない統計を用いる指標は、直近の伸び率を用いる。

		指 標	H27算定における指標の取り方
経常態容補正Ⅰ (行革努力分)		職員数削減率	H5~9→H22~26
		ラスパイレス指数(前年度、直近5か年平均)	
		人件費削減率、人件費を除く経常的経費削減率	H7~11→H21~25
		地方債残高削減率	H12~16→H21~25
経常態容補正Ⅱ (地域経済活性化分)		第一次産業産出額(道府県)、製造品出荷額、一人当たり地方税収(市町村)	H22~24→H23~25
		農業産出額(市町村)・若年者就業率・女性就業率	H17→H22
		小売業年間商品販売額	H19→H24
		従業者数・事業所数	H21→H24
		延べ宿泊者数(道府県)	H23~24→H24~25
		転入超過率(市町村)	H22~24→H24~26
		一人当たり県民所得(道府県)	H20~22→H21~23

※係数の設定方法等については、精査中であり、算定時には変更があり得ることに留意。

<資料3>

平成27年度単位費用に関する調

1 道府県分

(1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		平成27年度 単位費用 (A)	平成26年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
一	警 察 費	警察職員数	8,482,000	8,526,000	-44,000	-0.5
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道路の面積	151,000	152,000	-1,000	-0.7
		道路の延長	1,931,000	1,922,000	9,000	0.5
	2 河川費	河川の延長	168,000	162,000	6,000	3.7
	3 港湾費	港湾係留施設の延長	27,800	27,700	100	0.4
		港湾外郭施設の延長	6,210	6,060	150	2.5
	漁港係留施設の延長	10,800	10,900	-100	-0.9	
	漁港外郭施設の延長	6,000	5,860	140	2.4	
4	その他の土木費	人 口	1,430	1,470	-40	-2.7
三 教 育 費	1 小学校費	教職員数	6,223,000	6,227,000	-4,000	-0.1
	2 中学校費	教職員数	6,265,000	6,271,000	-6,000	-0.1
	3 高等学校費	教職員数	6,665,000	6,712,000	-47,000	-0.7
		生徒数	58,900	60,500	-1,600	-2.6
	4 特別支援学校費	教職員数	6,118,000	6,126,000	-8,000	-0.1
		学校数	2,098,000	2,132,000	-34,000	-1.6
5	その他の教育費	人 口	1,930	1,700	230	13.5
		公立大学等学生数	214,000	220,000	-6,000	-2.7
		私立学校等生徒数	279,500	276,100	3,400	1.2
四 厚 生 労 働 費	1 生活保護費	町村部人口	9,250	9,140	110	1.2
	2 社会福祉費	人 口	13,500	12,800	700	5.5
	3 衛生費	人 口	14,900	14,600	300	2.1
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	53,100	52,000	1,100	2.1
		75歳以上人口	103,000	101,000	2,000	2.0
5	労働費	人 口	480	482	-2	-0.4
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農家数	110,000	112,000	-2,000	-1.8
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積	4,780	4,840	-60	-1.2
		公有林野の面積	15,200	15,400	-200	-1.3
	3 水産行政費	水産業者数	311,000	313,000	-2,000	-0.6
4 商工行政費	人 口	2,080	2,090	-10	-0.5	
六 総 務 費	1 徴税費	世帯数	6,060	6,170	-110	-1.8
	2 恩給費	恩給受給権者数	1,103,000	1,124,000	-21,000	-1.9
	3 地域振興費	人 口	625	628	-3	-0.5
七	地域経済・雇用対策費	人 口	1,530	2,330	-800	-34.3
八	地域の元気創造事業費	人 口	950	860	90	10.5
九	人口減少等特別対策事業費	人 口	1,700	-	1,700	皆増
十	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

(2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分	平成27年度 単位費用 (A)	平成26年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100
人 口	11,220	10,860	360	3.3
面 積	1,269,000	1,277,000	-8,000	-0.6

(資料) 総務省「第189回国会 平成27年度 地方交付税関係参考資料」より抜粋

## 2 市町村分

### (1) 個別算定経費

(単位：円、%)

区 分		平成27年度 単位費用 (A)	平成26年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100	
一	消 防 費	人 口	11,300	11,200	100	0.9
二 土 木 費	1 道路橋りょう費	道 路 の 面 積	76,600	77,500	-900	-1.2
		道 路 の 延 長	190,000	189,000	1,000	0.5
	2 港 湾 費	港 湾 係留施設の延長	26,500	26,300	200	0.8
		外郭施設の延長	6,210	6,060	150	2.5
		漁 港 係留施設の延長	10,900	11,000	-100	-0.9
		外郭施設の延長	4,380	4,290	90	2.1
3 都市計画費	都市計画区域における人口	942	961	-19	-2.0	
4 公 園 費	人 口	533	517	16	3.1	
	都市公園の面積	36,300	34,900	1,400	4.0	
5 下 水 道 費	人 口	94	94	0	0.0	
6 その他の土木費	人 口	1,720	1,750	-30	-1.7	
三 教 育 費	1 小 学 校 費	児 量 数	43,900	44,400	-500	-1.1
		学 級 数	820,000	835,000	-15,000	-1.8
		学 校 数	9,228,000	9,177,000	51,000	0.6
	2 中 学 校 費	生 徒 数	41,300	42,000	-700	-1.7
		学 級 数	1,008,000	1,028,000	-20,000	-1.9
		学 校 数	9,126,000	9,227,000	-101,000	-1.1
	3 高 等 学 校 費	教 職 員 数	6,780,000	6,805,000	-25,000	-0.4
		生 徒 数	73,100	75,100	-2,000	-2.7
4 その他の教育費	人 口	5,060	4,910	150	3.1	
	幼稚園等の小学校就学前子どもの数	366,000	352,000	14,000	4.0	
四 厚 生 費	1 生活保護費	市 部 人 口	9,520	9,300	220	2.4
	2 社会福祉費	人 口	20,500	20,500	0	0.0
	3 保健衛生費	人 口	7,900	7,580	320	4.2
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	70,200	69,300	900	1.3
		75歳以上人口	90,300	88,300	2,000	2.3
5 清 掃 費	人 口	5,070	5,040	30	0.6	
五 産 業 経 済 費	1 農業行政費	農 家 数	79,600	80,400	-800	-1.0
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	250,000	254,000	-4,000	-1.6
	3 商工行政費	人 口	1,320	1,330	-10	-0.8
六 総 務 費	1 徴 税 費	世 帯 数	4,540	4,650	-110	-2.4
	2 戸籍住民基本台帳費	戸 籍 数	1,210	1,300	-90	-6.9
		世 帯 数	2,020	2,200	-180	-8.2
	3 地 域 振 興 費	人 口	1,830	1,890	-60	-3.2
面 積		1,043,000	1,090,000	-47,000	-4.3	
七	地域経済・雇用対策費	人 口	1,410	1,700	-290	-17.1
八	地域の元気創出事業費	人 口	2,530	2,270	260	11.5
九	人口減少等特別対策事業費	人 口	3,400	-	3,400	皆増
十	公 債 費	「公債費の内訳」参照				

### (2) 包括算定経費

(単位：円、%)

区 分		平成27年度 単位費用 (A)	平成26年度 単位費用 (B)	(A)-(B) (C)	伸 び 率 (C)/(B)×100
人 口		20,180	19,980	200	1.0
面 積		2,467,000	2,489,000	-22,000	-0.9